

平成24年9月
勝浦市議会定例会会議録（第2号）

平成24年9月12日

○出席議員 17人

1番 磯野典正君	2番 鈴木克己君	3番 戸坂健一君
4番 藤本治君	5番 渡辺玄正君	6番 根本譲君
7番 佐藤啓史君	8番 岩瀬洋男君	9番 松崎栄二君
10番 吉野修文君	11番 岩瀬義信君	12番 寺尾重雄君
13番 土屋元君	14番 黒川民雄君	16番 丸昭君
17番 刈込欣一君	18番 板橋甫君	

○欠席議員 1名

15番 末吉定夫君

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市長 猿田寿男君	副市長 関重夫君
教育長 松本昭男君	総務課長 佐瀬義雄君
企画課長 関利幸君	財政課長 藤江信義君
税務課長 黒川義治君	市民課長 渡辺直一君
介護健康課	
健康管理係長 渡辺知幸君	生活環境課長兼 関富夫君
高齢者支援係長 渡辺治君	清掃センター所長
福祉課長 花ヶ崎善一君	都市建設課長 藤平善之君
農林水産課長 関善之君	観光商工課長 玉田忠一君
水道課長 西川一男君	会計課長 鈴木克己君
教育課長 中村雅明君	社会教育課長 菅根光弘君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 目羅洋美君	議事係長 大鐘裕之君
------------	------------

議事日程

議事日程第2号
第1 一般質問

開 議

平成24年9月12日（水） 午前10時開議

○議長（丸 昭君） ただいま出席議員は17人で定足数に達しておりますので、議会はここに成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元へ配布したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

一 般 質 問

○議長（丸 昭君） 日程第1、一般質問を行います。

質問順序表の順序により順次質問を許します。最初に、根本 譲議員の登壇を許します。根本 譲議員。

〔6番 根本 譲君登壇〕

○6番（根本 譲君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、一般質問をいたします。初めに、私は防災対策のタイトルで幾つかの提言を申し上げながら質問してまいります。

まず、最初に避難所点検であります。一般的に大災害が起こりますと、旧来の性別、役割、分業意識に基づいた采配が振られ、女性や少数派社会弱者と言われる人の人権に対する配慮が忘れがちになります。東日本大震災以前の17年前、阪神淡路大震災では、例えば子どもが周囲に迷惑をかけることを気遣って、避難所を利用しない方、性暴力被害を警察に訴えたら、言わないほうがよいと言われた。知的障害を持つ児童も、周囲に迷惑をかけることや、本人が不安定になるため、避難所生活は困難であったと、まだまだ多くの事例が報告されております。

こうした経験を踏まえ、災害と社会的差別の課題については、日本でも七、八年前から注目されるようになり、内閣府の第3次男女共同参画基本計画では、地域防災環境、その他の分野における男女共同参画の推進の柱が立てられました。

今回、東日本大震災の避難所では、着替えや授乳などを配慮した女性専用の部屋を準備し、トイレを男女別にするといった基本はもとより、運営スタッフや被災者自治組織の中に必ず女性を入れる。女性の警察官や保健師による巡回を行い、男性リーダーには相談しにくいニーズを吸い上げ、安心感を与えるよう、被災自治体は努力したようでありますが、困難をきわめたと伺っております。勝浦市として、女性や少数派社会弱者に対して、今からしっかりした手だてが必要ではないでしょうか。

そこで、1点目、勝浦市の避難所では女性の視点が配慮されているかどうかお伺いいたします。

2点目、災害時のオストメイトの方々に対する支援策も待ったなしの緊急の課題ではないかと思えます。オストメイトの方々にとっては、肛門あるいは尿道を手術によって切除され、新たに設けられたストーマから排出する以外に身体機能の変化は大変ショックなことであります。

しかしながら無認識、無理解など、環境はまだ未熟であります。災害時におきましては、ストーマ装具の確保や避難所でのトイレの確保などを含め、大変な不安がつきまといます。

そこでお聞きいたします。勝浦市において災害時のストーマ装具の支援体制、備蓄、保管、トイレ等、支援についてのお考えをお聞かせください。

3点目、学校施設の防災機能について伺います。これまで、学校施設は災害発生時には、地域住民のための応急的な避難場所として中心的な役割を担ってまいりました。東日本大震災におきましても、多くの被災者の避難場所となり、必要な情報を収集、発信する拠点になるなど、重要な役割が改めて認識されました。しかし、多くの公立の学校において、教育施設であるがゆえに、自家発電設備や緊急通信手段などの防災機能が十分に整備されていなかったため、被災者が不便な避難所生活を余儀なくされたことも事実であります。

そこで、お聞きいたします。勝浦市の防災機能向上の整備について、どのような取り組みを計画されているのか、伺います。

4点目、教育における取り組みについてお聞きいたします。救急医療は主に医療機関の医師によって行われます。ほとんどのけがや病気は、医療機関以外の場所で発生し、その場に居合わせた人の多くは、医師ではなく、一般の市民であります。居合わせた人は救急現場から医療機関に至るまでの間の救護の一翼を担い、そこでの応急処置は救急医療を必要とする人の予後を大きく左右すると言っても過言ではありません。そのため正しい心肺蘇生や応急手当を身につけることが大切です。特に災害時は自分の命を守ることも含め、応急措置が大事です。しかし日本における心肺蘇生の普及については、各関係機関が献身的な活動をされているものの、希望者のみの講習会を実施するという形で今まで進められてきたため、心肺蘇生実施率は決して高くはありません。東京消防庁が応急手当実施の阻害因子を調査したところ、かえって悪化させてしまわないか心配である。何をしたらよいかわからないといった声が上位に並んでおります。AEDは知っていても使い方までわかりませんという声もありました。人の命にかかわる救命処置はやはり勇気が要ります。

そこで、学校教育内でこの心肺蘇生を普及することは、市民全体への普及を図り、救命率を上げる近道であると考えます。今までも学校内において創意工夫のもと、心肺停止の教育を実施されてきたと思いますが、中学校の新しい学習指導要項でも、保健体育の授業におきまして、実施を通してという一文が盛り込まれました。子どもたちが心肺蘇生を含めた一時救命処置の教育を実施することは、児童生徒たちが単に技術を学ぶのみならず、積極性や実践を通しての命の教育、命の尊厳や人を助けること、思いやりの心を自然に学び、やがていじめもなくなっていくのではないかと期待しています。やがて数年後には勝浦市の安全・安心を守る人材へと成長し、救命率の向上につながるものと確信いたします。

そこで、教育長にお伺います。小学校、中学校における救命講習及び一時救命処置教育についてご所見をお伺います。

4点目、防災士教育について質問してまいります。今、地震が起こることが予想されている中、私たちは、いざという時の訓練が必要であります。地域における自主防災も推進されていますが、まだまだ十分という状況ではないと考えます。そんな中、防災士が注目を集めています。防災士資格認定制度は2003年にスタートしました。背景には、阪神淡路大震災の際に、社会全体に広がった市民防災の意識の高まりがあったからであります。

防災士は研修講座を受講し、資格試験に合格し、消防署が実施する救急救命講座を受講して防災士になると言われます。研修講座の内容は、防災士の役割、家族防災会議での確認事項、身近にできる防災、防火対策、耐震診断と補強、地震、津波の仕組みと被害、風水害、土砂災害対策、気象情報、各種警報の理解、安否確認など、多種多用にわたります。この防災士資格認定制度の趣旨は、自分の命は自分が守るが第一であり、家庭、地域、職場での事前の備えを行い、被害を軽減し、自分が助かってこそ、家族や地域の人たちを助けられると関係者は言っております。

防災士の育成を推進していくことは、災害への事前事後の家庭単位の取り組みが充実し、やがて地域、職場に広がり、防災意識の高まりを促し、市民による救命率の向上につながると考えます。

そこで、お聞きします。まず、勝浦市において防災士は何名いるのでしょうか。そして、勝浦市はこの防災士の育成について、どのようなお考えをお持ちなのかお聞かせください。

5点目、これは市民の方から寄せられた質問でございます。市道トンネルについてお聞きいたします。松部から吉尾に向かう海岸線のトンネル、浜勝浦から官軍塚に行くトンネル、春日台から火葬場に向かうトンネル、部原から新官に向かう海岸線のトンネル、これはいずれもコンクリート吹きつけで覆われている箇所であります。このトンネルの耐久性及び安全性についてお伺いいたします。

大きな2点目の質問をいたします。本年4月23日、京都府亀山市で軽自動車が集団登校中の児童と保護者の列に突っ込み、3人死亡、7人が重軽傷という痛ましい事故が発生し、その後も各地で登下校時の児童が死傷する事故が立て続けに発生いたしました。平成24年度版、交通安全白書によると、昨年1年間の交通事故死亡者は4,612人で、11年連続減少となり、交通戦争と言われたピーク時、1970年1万6,765人の3割以下になりましたが、負傷者は今なお85万人を超え、いまだ交通戦争は終わっていないと言っても過言ではありません。しかも、死者数の中で歩行中が占める比率が上昇しております。死者数を状態別に見た場合、2007年度までは自動車乗車中が最多でしたが、2008年以降は歩行中が自動車乗車中を上回り、最多となるようになりました。5月30日に文部科学省、国土交通省及び警察庁から全国に通知が発せられ、全ての公立小学校で緊急合同点検が実施されることとなり、6月26日には通学路の安全対策のための有識者による懇談会も設置されました。今日求められる対応は、官民の知恵を集結し、意識改革をも見据えた総合的通学路の安全対策であります。

そこで、お聞きいたします。1点目、勝浦市においても緊急合同点検が実施されたと思いますが、その結果についてお伺いいたします。

2点目、緊急合同点検の結果を、点検のための点検に終わらせないためにも、目に見える諸対策の迅速かつ計画的な実施を図るべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

3点目、本来、安全点検は継続的に行わなくてはいけないものでありますが、今後どういう形で継続していくお考えなのかお聞かせください。

以上で登壇による質問は終わります。

○議長（丸 昭君） 市長から答弁を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） おはようございます。ただいまの根本議員の一般質問に対してお答え申し上げ

げます。

初めに、防災対策についてでございますが、避難所点検について、避難所では女性などの少数派弱者への配慮がなされているのかとのご質問でございますが、避難所における女性などのプライバシー保護につきましては全国的な課題となっております。対策としては、着替えや授乳などの専用ブースの設置が上げられますが、プライバシー保護につきましては、現時点で本市の避難所となっている小学校、中学校体育館の場合、各校舎内の空き教室や更衣室、放送室等の利用を予定しております。

また、オストメイトの方々の支援対策でございますが、ストーマ装置の備蓄につきましては、種類やサイズが多種多用で、市が一括して避難所に備蓄しておくことは困難であります。本人に対しまして、最低3日分程度の必要な物資を各自で確保するよう啓発しておりますけれども、さらに納入業者との連携により、速やかに供給できるような体制を整えたいと考えます。

次に、教育施設の防災機能向上についてのご質問でございますが、学校施設は、児童生徒の学習・生活の場であるとともに、地震等の災害時には地域住民の避難場所としての役割をも果たしていることから、その安全性の確保につきましては、早急な対応が必要であると考えております。

現在、北中、勝浦小、総野小、豊浜小の各体育館の耐震補強及び大規模改修工事に係る設計、並びに勝浦中学校体育館の全面改築工事の設計を委託したところでございます。各体育館の設計の段階で、障害を持った方々が避難してきたことを想定し、スロープや多目的トイレなどのバリアフリー化、地上デジタル放送のアンテナ設置など、防災機能の向上に取り組んでおります。今後も安心・安全な教育環境づくりに取り組んでまいります。

次に、防災士の育成についてでございますが、現在、市内には7名の防災士の方がおります。また、防災士の育成につきまして、資格取得の費用の助成などの考えはないかとのご質問でございますが、防災士は、地震や水害などの災害において、公的機関や民間組織、個人と力を合わせることで、平常時は防災思想の啓発、災害時は地域などの要請による避難や救助活動に尽力されるので、その育成は重要であると考えますが、個人の任意の資格取得でありまして、現在、その資格取得に対する助成の考えはございません。

次に、市道トンネルについてでございますが、海岸線等のトンネルの多くは、地質が岩盤であることから、もともと素掘りの状態で長年その強度を保ってまいりました。やがて掘削面が経年的に風化され、その表面処理と内面の強度の増強として、コンクリート吹きつけ処理を行っております。具体的にその施工方法は、トンネル岩盤にアンカーピンを打ち込み、これに溶接金網を張りつめ、金網にコンクリートを吹きつけております。このように素掘りトンネルの内面の強度を上げたことで、トンネル内の安定性は保たれていると考えております。今後とも安全性確保のため、トンネル内の定期的な点検に努めてまいります。

以上で、根本議員の一般質問に対する答弁を終わります。

なお、小中学校における救命講習及び一時救命処置教育につきまして、並びに通学路の安全確保につきましては、教育長より答弁いたさせます。

○議長（丸 昭君） 次に、松本教育長。

〔教育長 松本昭男君登壇〕

○教育長（松本昭男君） ただいまの根本議員の一般質問に対し、お答えいたします。

まず、小中学校における救命講習及び一時救命処置教育についてのご質問でございますが、市内各小中学校では、毎年、消防署から講師を招き、救急法講習会を実施しております。また、応急処置教育については、中学校2年生、保健体育保健分野で傷害の防止と応急処置について8時間指導しております。なお、勝浦中学校では、国際武道大学の協力により、1年次で搬送法、2年次でAEDの操作、3年次で心肺蘇生法について学習しているところでございます。今後も学校で開催する救急法講習会や応急処置教育のより一層の推進に努めてまいります。

次に、通学路の緊急合同総点検についてのご質問でございますが、市内各小中学校の通学路の安全点検を7月23日に勝浦警察署、夷隅土木事務所、都市建設課、学校、教育委員会が合同で実施したところでございます。

合同安全点検では、一時停止やスクールゾーンの設定、カーブミラーの設置、歩道の設置、ガードレールの修繕など、各学校からの要望事項や通学路の危険箇所について道路管理者や警察署と合同で現場調査を実施し、対応策を検討したところでございます。

次に、緊急合同点検後の対策についてのご質問でございますが、市内各小中学校では、合同点検後に危険箇所改善に係る要望書を道路管理者や警察署に提出しております。道路管理者や警察署では、合同点検や要望書を踏まえ、通学路の安全を確保するための施策を検討しております。

なお、各学校においては、危険箇所の周知と交通安全指導を充実させるなど、通学の安全確保に努めております。今後も道路管理者や警察署と連携し、通学路の安全を確保してまいります。

次に、今後の通学路の安全点検についてのご質問でございますが、市内各小中学校では、毎年、通学路の安全点検を実施しております。また、勝浦警察署、夷隅土木事務所でも通学路を含めた管理道路の安全点検を実施しているところでございます。

今後も通学路の安全を確保するために市内各小中学校から危険箇所改善に係る要望があれば、道路管理者や警察署、学校、教育委員会による合同安全点検を実施したいと考えております。

以上で根本議員の一般質問に対する答弁を終わります。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。根本議員。

○6番（根本 譲君） 答弁ありがとうございました。それでは2回目の質問をさせていただきます。

避難所においては体育館等、これからスロープ、バリアフリー化、地デジアンテナ等々、対策を行いますという答弁がありましたが、女性の目線でどうなのかという私の質問で、要は、もしこれから避難所を開設に当たり、当然市の職員が何名か当たるわけではありますが、その中で女性の職員を配置するという体制はできているのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。佐瀬総務課長。

○総務課長（佐瀬義雄君） お答えいたします。具体的に、避難所たくさんございます。災害の規模で避難所開設の箇所も違います。女性の職員は保健師等、看護師、女性職員、多々おります。基本的には市役所で待機ということで、医療に関しては必要の際、それぞれの避難所へ向ける考えを持っております。

また、女性の着替えや授乳や洗顔、化粧、もろもろ考えられますけれども、それらの不安解消のための相談として、女性職員の配置が必要かなと思いますので、これにつきましては課題といたします。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。根本議員。

○6番（根本 譲君） 女性が加わるということで前向きな答弁をいただきました。その女性の目線でいろいろなことを考慮されていくように私は理解いたしました。ありがとうございます。

実は、今期定例会で補正で上がっているのです、この機会ですので、本来であれば、来週聞けばいいんでしょうけれども、地域防災対策事業費が今回計上されております。このメンバー構成というか、何名ぐらいのメンバーがなっているのか、それをお聞きしたいと思います。予算書によると39ページです。消防費の中で地域防災対策事業報酬1万1,000円、値段云々ではないのですが、防災会議委員報酬というのが今回計上されているではないですか。これはどういった方が防災会議委員としてなるのか、それをお聞かせください。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。佐瀬総務課長。

○総務課長（佐瀬義雄君） お答えいたします。防災会議委員の構成メンバーという質問でございます。勝浦市防災会議条例というのがございます。この大もとは、災害対策基本法がもとになっておりまして、県においても防災会議がありまして、各自治体、市町村ですが、防災会議を設けるという規定がございます。市の場合、防災会議の会長は市長が務めることになっております。委員といたしましては、指定された地方行政機関の職員のうち、市長が任命するもの、千葉県知事の部内の職員のうちから市長が任命するもの、千葉県警察の警察官のうちから市長が任命するもの、それと教育長、消防長及び消防団長、さらに指定公共機関または指定地方公共機関、ちょっと紛らわしいんですが、条例上は18人以内という構成になっております。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。根本議員。

○6番（根本 譲君） わかりました。公の機関のほうから市長が任命してなつていただく。人数等はこれから決まっていくのかという考えでよろしいんですか。それとも決まっているんでしょうか。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。佐瀬総務課長。

○総務課長（佐瀬義雄君） お答えいたします。具体的には、今回条例改正もいたします関係から、先ほど申し上げました18人以内を基本として、具体的にこれから学識経験者をお願いとかございますので、総体的にはこれから総数18人以内の中で検討して、さらに学識経験者を加えていくというような手はずになろうかと思います。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。根本議員。

○6番（根本 譲君） 学識経験者の中にも女性もぜひ入れていただきたいと要望いたしますので、よろしくお願いいたします。

1つだけ確認しておきたいんですが、勝浦市の防災訓練が11月4日に行われるということでありますけれども、訓練内容などがわかりましたら、ご説明お願いいたします。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。佐瀬総務課長。

○総務課長（佐瀬義雄君） お答えいたします。11月4日の市の防災訓練の内容はという質問でございます。ただいま詳細は詰めておりますが、方向としては11月4日の日曜日、市内沿岸部全域、これを対象に津波避難訓練を行う予定でございます。対象地域につきましては、勝浦、興津地区の16区、そのうち自主防災組織が5団体ございますが、それらの住民と事業所、関係機関、消防団員、市職員ということで、津波避難訓練と職員の防災訓練を兼ねまして、各項目がございまして、職員の防災訓練につきましては、災害対策本部の設置とか、避難所の開設運営訓練

とか、ハイゼックスによる連続の炊き出し訓練等々を予定しております。

なお、参加団体につきましては、勝浦警察署、海上保安署、夷隅郡市広域市町村圏事務組合勝浦消防署、勝浦市消防団、勝浦市赤十字奉仕団、NPO千葉県防災士会ほかを予定しておりますので、訓練に当たりましては、サイレン等で一斉に避難するわけですが、避難訓練プラスほかの内容も盛り込んでおりますので、ご協力方、お願いいたします。詳細につきましては、広報等でお知らせいたします。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。根本議員。

○6番（根本 譲君） ありがとうございます。防災計画しかり、また困難時にあっても意図的に、また男女共同参画の視点を持つ人を選んで市民参画の手法で、ぜひ進めていただきたいということを要望いたします。

次に、オストメイト支援についてお聞きいたします。オストメイトに限らず、糖尿病の方のインスリンだとか、酸素吸入が必要な方の在宅医療者など、勝浦市内にもたくさんおります。また、たくさんの医薬品や装具を必要とする方など、これら全ての対応は勝浦市でも行政側でもなかなか困難だろうとは思いますが、いざというときにも自分に対する共助ができるような体制をとっていくという観点から、広報等にも載せていただいて、要は共助、オストメイトを使う方は使う方で、そういう方たちの連絡合とか、そういうものが必要だろうと思うのです。実際の話ですが、公益社団法人日本オストミー協会というのがございまして、そこに登録をしておくと、オストメイトに限っているのですが、必要なときに、災害時にそこから便を入れる袋を供給してもらえというようなことも伺っておりますので、こういったものがオストメイトの方にまだ知られていないというのが、病院では説明はしているはずなんですけど、ほとんど右から左へ自覚してないんですね。それと同じように、身障者の方は、酸素吸入にしても、糖尿病のインスリンにしても、自分で持たなければいけないんですけども、避難所に置くのに果たしてこれが適切に運用されるというか、その方たちが負担なく使えるかどうかというのは疑問でありますので、その点についても広報に載せて、社会的弱者に対して安心して避難所での生活ができるというようなものをお願いしたいということを要望いたします。答弁は結構です。

避難所防災機能向上についてお聞きいたします。大体話はわかったのですが、例えば万が一断水なんかになったときはどうなるのかなというのがあります。今回の東日本大震災でプールの水から飲料水を確保できるような浄水装置の設置とか、当然水洗トイレは使えませんので、マンホールトイレの導入などが上がっているということを聞いております。それをやるにしても、当然、補助金等を活用してやったということを聞いておりますので、学校の避難所において当然断水になるということも予想されますので、その点で市としては、そういったマンホールトイレまたはプールの水からの飲料水を確保できる浄水装置等の設置は考えているかどうかお聞きいたします。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。佐瀬総務課長。

○総務課長（佐瀬義雄君） お答えいたします。避難所がいざというときに多くの市民が避難されることが想定されます。そのときにご質問は、断水が考えられるということで、例えばトイレをどうするのかというような、水を多く使うようなことの質問かと思えます。避難場所ですね。たしかに飲料水等は市の備蓄、あるいは最悪、直営の水道事業を持っておりますので、飲料水については何とか3日間ぐらいいのげるような対策を講じているはずですが、ただし、マンホー

ルトイレ等については、現時点では設置しておりませんので、これらも喫緊の課題かもしれませんが、事業費も多額になることが予想されるのではないかとということも含めまして、これにつきましても課題といたします。あわせて、プールの水の利用についても、先ほど申しました防災会議等でも計画の修正案を今後論議していただく場面がございますので、そういった場면을捉えて、いい方向に持っていけるように努力したいと思います。

○議長（丸 昭君） ほかに質問ありませんか。根本議員。

○6番（根本 譲君） ありがとうございます。地震はいつ来るかわからないし、特に水に関しては、皆さん今、ほとんど防災意識があって、72時間3日間は何とか自分で生きられる、72時間以降は行政のほうで何とか、それまでの間という意識がある。ですからこの間鶴原で自主防災でやったときにも、聞くと水だけはきちんと3日間用意してあると伺っておりますが、実際、今回の東日本大震災で3日間では足りないんですね、水も断水しちゃって。ですから、これは喫緊の課題だと思います。いつあるかわからない地震に対して、断水時に、人間生きていくのはまず水ですので、水をどうやって確保していくかということを一とつよろしく考えていただきたいと思います。

それと、教育における取り組みについてお聞きいたします。現在各地の先進地の例を挙げますと、心肺蘇生法としてAEDのトレーニング機と市内の中学校1年生全員に配布して、命の大切さを学ぶ授業の一環として救命救急士の指導を受け、講習会を実施し、さらに学習したことを確実なものにするために、家に持ち帰って、家族に心肺蘇生術を教えるといった宿題を出されたところもあると聞いております。また、大阪府豊中市では、簡易キットを使った救命講習を、小学校5年、6年生を対象としてジュニア救命サポート事業として実施したりしております。山形県村山市でも、子ども救命士育成プロジェクトというものがあります。これは学年ごとに段階を踏んだ講習カリキュラムを実施して、修了児童に認定書を交付するというものであります。登壇のときに申し上げましたが、今の子どもたちが数年後の勝浦市の安心・安全を守る人材に成長すると私は確信するものであります。勝浦市においてもジュニア救命サポート事業もしくは子ども救命士育成事業について検討されてはどうかと思いますが、教育長のお考えをお聞かせ願います。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。松本教育長。

○教育長（松本昭男君） 人命の救助というのは大変大切なことでありますから、それを充実させるために教育を改善していくということは、十分やらなければいけないことだろうと思います。ただいまご指摘いただきました幾つかの例を参考にさせていただきまして、我が市でも十分研究をさせていただき、今後そういう教育が充実するように努力をしてみたいと思っております。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。根本議員。

○6番（根本 譲君） ありがとうございます。子どもがこういった救命処置というのを十分理解した上で、子どもがこういうものを理解すると、その子どもたちの家族がますますこういったものに対して理解を深めるんだろうと私は思いますので、ぜひ教育長におかれましては、前向きにお願いしたいと思います。

次に、防災士の育成についてお聞かせください。防災士、先ほども申しましたが、防災士の認定では、これまで公的機関ではなくNPO法人の日本防災士機構が認定する民間の組織であ

ります。認定されても、特段の権限があるわけではないのでありますが、市として、こういった防災士の方が少しでも多く勝浦市に存在することは、防災意識の向上につながるものであると、そういう認識はありますか。これをお聞きいたします。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。佐瀬総務課長。

○総務課長（佐瀬義雄君） お答えいたします。当然でございます。市長答弁のとおり、平常時は防災思想の啓発、いざというとき、災害時ですけれども、地域などの避難や救助活動、それらに携わっていただいております。そのようなことから、市としても、いつ起こるであろう地震や土砂災害、台風等もこの地域は非常に多うございますけれども、それらの際に側面からといいますか、先頭を切って、公的公助が入るまでの期間も大事だと思いますので、市としては、簡単に言えば非常に助かるというような考えは持っています。

あと、本市でも6月議会で申しました自主防災組織の推進を図っております。着実に自主防災組織が設立されておりますけれども、その際にも、奉仕といいますか、先頭を切って教育あるいは講話等を主にやっていただくことをも考えられますので、防災士の必要性は認識しております。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。根本議員。

○6番（根本 譲君） ありがとうございます。確かに防災士が必要というのは認識しているのですが、ほかとの兼ね合いもあって、勝浦市としては防災士資格をとることに対しての助成は厳しいだろうという最初の答弁でありましたけれども、防災士になるまでの費用というと、6万ぐらいかかると伺っております。これが一般市民がとるのはなかなか大変でしょうけれども、これが行政側、市役所の職員等がとるのには何ら周りに気を使う必要はないんじゃないでしょうかと、私はそう思うのであります。船橋市が今1年に10名、10年間計画を立てて、市の職員に防災士を取ってもらうということを伺っております。市の職員が防災士、市の職員は勝浦市じゅう散らばっておりますので、非常にいいなと思うのです。市の職員に対して防災士を取ってもらう、そういった手だてが必要、防災士は本当の無償でやる大変な仕事でありますので、市の行政側でアクションを起こさないと、まず市民の中でもなかなか浸透していかないだろうと思います。その点についてどうなのでしょう。行政側、市の職員に防災士の資格を取っていただくというようなことは可能かどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。佐瀬総務課長。

○総務課長（佐瀬義雄君） お答えいたします。防災士について、市職員もというようなご質問ですが、現時点で市職員の中に2名の防災士がおります。調べてわかったことなんですが、現在2名おります。先ほど申したように、平常時、非常時、活躍していただける場面が多々あるかと思っておりますので、これから本市に限らず国レベル、県レベルで3.11の東日本大震災の教訓を踏まえまして、それらも何らかのアクションを起こしていきたいと思っておりますので、これにつきましても今後の課題とさせていただきます。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。根本議員。

○6番（根本 譲君） これ以上余り長くしてもしようがありません。ただ1点だけ、これを見ていただきたい。千葉日報の9月2日付の新聞であります。市川市で九都県市防災訓練というのがありまして、防災士の方が中心となってやった記事であります。その中で、私、非常に感銘を受けたのが、自主的に訓練に参加したという市川市立第二中学校2年の鈴木翔大龍君という子

が、「1人を担架で運ぶのに8人必要だということに驚いた。大災害が起きたときに対応できる力をつけたい」と。この子は初めから参加するつもりはなかったそうです。ただ見ていたと。その中で防災士の方が一緒にやってみないかということで参加したんだそうです。その声をかけたのが黒川議員ということです。やはり防災士に関しては今後の地域での自主防災会等の活用がどうなるか、リーダーというか、指導者といった立場で協力していただけるという形になるんじゃないかなと。また、そういう方向性が生まれるだろうと、私は思うのです。その辺でもう一度、検討していただきたいと要望いたします。

では、次に学校のほうの質問をさせていただきます。教育長の話は大体わかりました。ただ、今回緊急の合同点検について警察、県の夷隅土木ですか、それと学校、教育関係等で見たということではありますが、これはあくまでも大人の目線でのことだと思うのです。私、特に今回は小学校の通学路でありますので、子どもの目線、子どもの親の目線というのが反映されているのかなと、そういう点で私、疑問に思うのですが、その点について、どうなのでしょう。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。中村教育課長。

○教育課長（中村雅明君） お答えいたします。先日実施いたしました緊急合同安全点検でございますが、清海小学校区の通学路の点検時には、清海小学校のPTA会長もその場所に来ていただき、いろいろご要望を道路管理者並びに警察署のほうへ伝えたところでございます。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。根本議員。

○6番（根本 譲君） わかりました。今後継続してやっていただくためにも、当然子どもの目線とか、PTAの方の意見もぜひ参考にさせていただきたいと思います。

それと、考え方が小学校とはずれますけれども、勝浦市の場合は中学校が3校ございます。中学校の安全点検といいましても、小学校と違って、一斉に学校に行くとか、一斉に登下校するわけでもないし、部活動というのがあって、ばらばらで帰ってくる。また自転車で帰る生徒もいらっしやると思いますが、その点の点検というのも済んでいるのかどうかお聞きいたします。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。中村教育課長。

○教育課長（中村雅明君） お答えいたします。市内の中学校におきましては、毎月自転車の安全点検を実施しております。また、自転車の通学者につきましては、ヘルメットを着用するなどしておりますが、また、自転車点検とあわせまして、子どもたちが通学をする通学路、これにつきましては先生方が各場所に行きまして点検をしているところでございます。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。根本議員。

○6番（根本 譲君） 私も実は、子どもたちが通学するところを見たのですが、場所を言いますと、課長のほうにもこの間話しましたが、旧パークランド、今里杏というホテルの建物の前に歩道があります。約1メートルまでない歩道、あそこ、プールの前が草が生えていて、道路のほうに出ている。そこを中学生が自転車で行くのもどうなんだろう。本来、歩道には自転車走れないですけども、勝浦市の場合、特にあそこは歩道を走らないと非常に危ないんです。ですから、私は仕方がないことだろうとは思っております。ただ、あそこ一角に関しては、草木が歩道のほうまで出てますし、もうちょっと先へ行くと、たった1メートル弱のところにバスの停留所が、こんなのが立っているんですね。自転車ですら通れないようなところなんです。そういったものも、2つあるんです。1つは市民バスの停留所です。そういうところも移動すべきだろ

うと。要は点検をきちんとやったのかなという疑問がちょっとあったんですね。それで今回質問をさせていただいたのです。その点について、やれるところはやはりやるべきだろうと。せっかくの点検で、点検を点検で終わらせてはいけないだろう。点検したのであれば、きちんと実施するべきだろうと思いますので、ぜひその箇所について、私が今回気がついた箇所はそれなんですけど、それを実施していただきたいと思います。

それと、これは継続的に通学路の安全対策を推進するには、条例等が必要だろうと思うわけでありまして。安心まちづくり条例というのは、勝浦市安全で安心なまちづくり条例というのがありますが、この中で通学路に関しては、交通安全条例といったものが含まれていなんですね。ですから、通学路の安全対策について、ぜひ規定していただいて、今回の合同総合点検の実施した安全対策の推進体制の規定を盛り込むといったことも可能だと思われるのですが、その点について答弁をいただきたいと思います。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。中村教育課長。

○教育課長（中村雅明君） 交通安全対策につきましては、喫緊の課題だと認識しております。やはり通学路につきましては、生活道でもございますので、生活関係各課と今後そういう制定につきましては、検討していきたいと思います。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。根本議員。

○6番（根本 譲君） 条例のほうはどうなんでしょうか。今後の検討課題という形でよろしいのでしょうか。わかりました。

長々としゃべりました。以上で私の一般質問を終わります。大変ありがとうございました。

○議長（丸 昭君） これをもって、根本 譲議員の一般質問を終わります。

午前11時10分まで休憩いたします。

午前10時56分 休憩

午前11時10分 開議

○議長（丸 昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、藤本 治議員の登壇を許します。

〔4番 藤本 治君登壇〕

○4番（藤本 治君） 日本共産党の藤本 治でございます。通告に従いまして、大きく5つのテーマで一般質問を行います。

最初のテーマは、生活保護パッシングを許さず、貧困から国民生活を守ることについてであります。第1点目、お笑い芸人の母親が生活保護を受給していたことを利用した異常な生活保護パッシングが広がりました。不正受給が蔓延しているかのようにあおり、扶養義務の強制や給付の抑制などの制度改悪が声高に叫ばれています。この事例は、そもそも不正受給と言えるのか。扶養義務と生活保護制度の関係についてご説明ください。また、勝浦市において不正受給の事例があるかどうかもお答えください。

2点目は、生活保護は、相談、申請、審査、決定の段階を経て運用されていると思いますが、近年の動向で、相談が増えているのか。相談から申請に至る件数、また至らない理由、審査の結果、支給開始となる件数、ならない理由など、運用上の特徴をご説明ください。

3点目は、日本の生活保護受給者は200万人を超え、過去最高とはいえ、人口比で1.6%程度

であり、イギリス、ドイツの9%台と比べると、著しく低い状況であります。捕捉率の低い現状こそ問題とすべきです。勝浦市の現状についての見解と対策を伺います。

4点目は、生活保護受給者が医療を受ける際には、あらかじめ医療券の交付を受けることになっております。休日、夜間などの緊急時でも受給者が安心して医療を受けられるよう、医療証の発行や生活保護受給者証の提示で対応できるようにしている例があります。勝浦市ではどう対応するのか、お伺いいたします。

大きな2つ目のテーマであります、子どもの医療費助成制度の拡充についてです。

1点目は、千葉県が中学3年生までの入院費を12月から助成することを決め、あわせて各市町村が申し出れば、現物給付化できる道が開かれました。勝浦市でもこの機会に現物給付化すべきと思いますが、見解をお伺いいたします。

2点目は、勝浦市では4月から、県に先立って、中学3年生までの入院費助成を開始いたしました。県が導入を決めた今後は、通院への拡充が必要であります。また、いすみ市では、入院、通院への助成を高校2年生まで行っています。市の今後の拡充についての考えを伺います。

大きな3つ目のテーマは、保育所の高台移転と保育施設の再編・整備についてであります。

1点目は、興津、鶴原、東保育所の高台への移転計画が動き始めておりますが、計画の詳細と受け入れ施設の整備、送迎へのサポートなど、無理のない移転をどう進めるのか説明してください。

2つ目に、総合計画での中央保育所の改修と保育施設の再編・整備の最終的な姿はどのようなものになるのか、前述の高台移転とのつながりはどうなるのか、説明してください。

3つ目に、前期のいずれも、父母を初めとする関係者との合意形成が重要であります、その道筋を説明してください。

4つ目の大きなテーマは、住宅リフォーム助成制度の実績と、今後の拡充についてであります。

1つ目の質問は、勝浦市においても本年度新たに住宅リフォーム助成制度が導入されました。今日までの利用実績や経済波及効果について詳しくご紹介ください。

2つ目には、この制度は単年度の事業として実施されましたが、次年度以降も継続して事業を行うとともに、事業費の拡大を初めとする制度の拡充が必要と思いますが、見解を伺います。

最後の5つ目として、高校統廃合問題と勝浦若潮高校の存続について質問いたします。3月21日の県教育委員会において、大原、岬、勝浦若潮高校の3校統廃合計画が決定されました。昨年11月のプラン発表以降、統廃合の対象となった高校の生徒、教職員、PTA、同窓会、後援会、市及び議会、各地区区長会、沿岸の各漁業協同組合などから、高校存続や計画の撤回を求める要望が相次ぎ、高校存続を求める署名は、短期間に夷隅地域全体で人口の約半数の4万筆を超えました。このことは、地域と子どもたちの将来への危機感のあらわれと言えるものであります。日本共産党は直ちに強く抗議し、中止・撤回を求める生命を発表いたしました。

また、2月定例県議会に提出された勝浦若潮高校の存続を求める請願は、6月定例県議会においても継続審査となっております。議会の意思を無視することは許されません。県教委は、地元の声を踏まえ、一部、修正を加えたとしていますが、3校統合に変わりではなく、岬高校の農場と勝浦若潮高校の水産実習場を活用するという修正は、カリキュラム編成や学習場所の移動などで、生徒と教職員に新たな負担を強いることとなり、とてもできないとの危惧が広がって

います。

現在、元教師などの教育関係者や地域住民で高校統廃合と教育・地域を考える会が発足をし、学習会やシンポジウムが開かれています。いすみ市では、市がいすみ市の高校を考える懇談会を発足させ、協議を重ねつつ県教委に要望を出しています。いずれの場でも検討すればするほど問題点が多く出され、小手先の対応では解決できないことが明らかになりつつあります。詰まるところ、計画は無謀であり、今からでも中止・撤回するしかないのであります。日本共産党は改めて、統廃合計画の中止・撤回を求める立場であることを表明するものでございます。

一方で、学校の適正規模は、1学年4学級以上とする県教委の主張には教育学的根拠はなく、WHOなどの勧告によれば、100人以下の小規模校と、20人前後の少人数学級が世界の流れになっています。千葉県は、まず郡部の小規模校から少人数学級を実施し、生徒と教職員が触れ合える温かい教育のモデル校として普及すべきです。実際に廃校対象である岬高校や勝浦若潮高校では、小規模校ならではの教師と生徒との触れ合い、地域の人々との交流があり、生徒たちの伸び伸びとした成長が図られていることも明らかになっています。

質問は、1点目に、市は統廃合計画の中止・撤回を求める立場に立ち、行動を起こすべきであると考えますが、どのような立場で、どう行動するつもりか、見解を伺います。

2つ目の質問は、人口の過半数を超える署名を寄せてくれた市民をよりどころとし、相談しながら事を進めるべきと思いますが、見解を伺います。

3点目は、高校の存続形態、県立高校として存続するのか、勝浦市立高校として存続させるのか、また私立高校としてかの判断は、いつ、どのように行われるのか、お伺いいたします。

以上で私の第1回目の質問を終わります。

○議長（丸 昭君） 市長から答弁を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） ただいまの藤本議員の一般質問に対してお答え申し上げます。

1点目の生活保護についてでございます。扶養義務と生活保護制度の関係でございます。生活保護法第4条に規定されておりますとおり、生活保護は、生活困窮者がその利用し得る資産、能力、その他あらゆるものを最低限度の生活を維持するために活用することを要件として行われるというものでございまして、扶養義務につきましましては、その生活保護に優先して行われるものと、そういうふうに規定されております。このことから、民法に定めております親子や兄弟、姉妹など、扶養義務関係にある者から援助を受けられる場合には、その援助を優先いたします。また、本市においては、不正受給の事例についてはございません。

次に、相談の状況でございますが、近年の動向は、この相談は増加したり、減少したりということで、特に一定しておりません。平成20年4月から24年8月末までの合計で申しますと、相談件数が312件で、そのうち申請に至った件数は157件でございます。申請に至らなかった理由につきましては、制度の取り違いや家庭内で意見がまとまらないうちの相談等でございます。

また、審査の結果、保護開始となった件数は113件で、申請件数に対しまして、約72%でございます。申請があつて、保護開始にならない理由といたしまして、例えば預貯金が多額であつたり、収入額が最低生活費を上回っている等のケースがございまして、申請する意思のある方の約28%の方は却下になっております。

次に、保護率に係る現状につきましての見解と対策でございますが、本市の平成24年3月現在

の保護率につきましては、人口1,000人当たりで申し上げますと、12.16パーミル、これは千分率でございます、1,000分の幾つというのをあらわす単位でございます。12.16パーミルでございます。

また、参考までに、県平均は12.08パーミル、いすみ市が7.45パーミル、夷隅郡の2町、大多喜、御宿でございますが、この2町は10.32パーミルとなっておりまして、県平均よりも高く、夷隅郡市内では一番高い状況でございます。

健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長するとの法の趣旨に鑑み、市といたしましても、保護業務につきまして、法制度や県の指導のもと、適切に進めてまいりたいと考えております。

次に、受給者への医療証や受給者証の発行に係る市の対応であります。現状を申し上げますと、休日、夜間などの受診した際の医療機関とのトラブルなどが特になく、医療証や受給者証の発行は考えておりません。

2点目の、子ども医療費助成制度の拡充について、県の助成拡大にあわせて、現物給付化すべきとご質問でございますが、本市におきましても、中学3年生までの入院について、12月から県に合わせて現物給付を実施するため、今定例会に当該条例改正及び歳出補正予算を提出したところでございます。

次に、市の今後の拡充についてであります。市では本年4月から中学3年生までの入院に係る医療助成を拡大したところでありまして、また通院につきましても、小学校6年生まで助成を行っております。

一方、県は、通院については小学校3年生までの助成にとどまっていることから、次回、県が助成対象を拡大した場合には、状況を踏まえて検討したいと考えております。

3点目の保育所の高台移転と保育施設の再編・整備に係る3保育所の高台移転結果の詳細についてであります。津波の発生が危惧されることから、暫定措置として、定員に余裕のあります上野保育所等の高台移転について、去る4月下旬に保護者アンケートを実施したところ、全体の約半数が移転を希望した結果となりました。これを踏まえ、市といたしましては、移転先としての上野保育所、中央保育所、さらに総野保育所を含めた園児数の調整や、交通手段となり得る通園バスなどをどのようにするのか、現在検討しているところでございます。

次に、総合計画における中央保育所改築に伴う再編・整備の最終的な姿と、高台移転とのつながりについてでございますが、津波災害等を考慮し、安心して保育のできる施設の整備及び保育の充実について、現在どの程度の規模、運営形態が最良なのかを就学前の児童数の推移、既存の保育所及び市有施設の状況等、さらに県内市町村の状況を参考に検討しているところでございますが、

次に、関係者との合意形成に係る道筋ということでございますが、3保育所の高台移転にしまして、先ほど申し上げましたとおり、保護者アンケートを実施し、その結果、報告ということで説明会を行いまして、意見、要望を伺いました。今後、進捗状況により、その都度、説明会を実施いたしまして、ご理解、ご協力を得たいと考えております。

また、中央保育所改築を柱とした再編統合につきましては、今後、庁内関係課の調整、全保育所保護者へのアンケート、地域への説明等、順次進めてまいりたいと考えております。

次に、住宅リフォーム助成制度についてお答え申し上げます。本事業は、地域経済の活性化や

市民の居住環境の向上を図るため、市内の施工業者を利用してリフォームを行う場合に、その経費の一部を助成することを目的に、当初予算に1,000万円を計上したところであります。

1点目の利用実績と経済波及効果についてであります。利用実績は、第2回募集の8月31日までで、補助件数が64件、補助額が926万7,000円となっております。なお、73万3,000円の残額がございますので、近々第3回目の募集をする予定でございます。

また、波及効果でございますが、申請時の総事業費で申し上げますと、1億1,671万7,230円分のリフォーム工事が行われることになっておりますので、一定の経済波及効果はあったものと考えます。

2点目の次年度以降も継続して事業を行うかについてであります。本制度は、緊急経済対策のための単年度事業として実施したものでありますので、次年度以降の実施については、現在のところ考えておりません。

次に、高等学校統廃合問題と勝浦若潮高等学校の存続についてであります。まず、市は、統廃合計画の中止・撤回を求めるべき立場に立ち、行動を起こすべきであると考えているが、どのような立場で、どう行動するつもりかということでございますが、市民の皆さん方から集まった約1万4,000件の署名を添え、勝浦若潮高等学校の再編・統合案の見直しを求めたにもかかわらず、意に反した内容が示されたことにつきましては、地域住民の意見を尊重しないもので、到底受け入れられるものではないと考えております。

しかしながら、これは県教育委員会の権限により策定されたものでございまして、これを覆すというのは非常に困難なことでもございます。いずれにいたしましても、現段階におきましては、高等学校を存続させるか否か、存続させるか廃止するか、仮に存続させるとした場合における市立または私立への移行かをも含め、調査、検討しております。

次に、市民をよりどころとし、相談しながら事を進めるべきと思うが、その見解を問うとのことでございますが、調査、検討が煮詰まった段階で、早期に少なくとも署名収集にご尽力いただいた区長会関係者、漁業関係者等にご意見等を伺ってまいりたいと考えております。

次に、若潮高等学校の存続形態の判断は、いつ、どのように行われるのかとのことでございますが、本年中に本市の方針を示すよう、県の教育長より話がありましたので、その意向に沿うように努力してまいりたいと考えております。

なお、方針決定に当たりましては、市議会はもとより、関係者等の意見を伺い、判断してまいりたいと考えております。

以上で藤本議員の委員質問に対する答弁を終わります。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） ご答弁ありがとうございました。生活保護の第1点目のテーマから再質問させていただきます。

扶養と生活保護の関係についてご説明いただきましたが、扶養は保護の要件ではないと、要件の点は、資産、能力を生活維持のために使って、なおかつ生活困窮状態がある場合に、保護を開始するというのが要件でありまして、扶養が要件ではないということだと思っておりますが、相談で4条2項の扶養が保護に優先して行われるということが、もう少し厳密にご説明いただかないと、扶養は保護の要件ではないということが正しく理解されない要素になるかと思うので、改めて、保護の要件に扶養は入っていないのだということと、その保護に優先するという

この意味、どういうふうに理解すればいいのかということを改めてご説明いただきたいと思います。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。花ヶ崎福祉課長。

○福祉課長（花ヶ崎善一君） お答え申し上げます。ただいま申しましたように、保護の要件について定めた生活保護法第4条1項の規定は、保護は生活に困窮する者が利用し得る資産、能力、その他あらゆるものをその最低限度の生活維持のために活用することを要件として行われていると定めております。これに対しまして、生活保護法第4条第2項では、民法に定める扶養義務者の扶養は保護に優先して行われるものとするというふうに定めておりまして、あえて要件としてという文章を使っておりません。そういう中で扶養が保護に優先するとは、保護受給者に対しまして、実際に扶養援助、いわゆる仕送り等が行われた場合は、収入認定をしまして、その援助の金額の分だけ保護費を減額するなどというような意味であるというふうに考えておりまして、扶養義務者による扶養は保護の前提条件とはされないというような形になっております。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） 今、ご説明あったとおりであります。なお、つけ加えて言えば、扶養を保護の要件としていた時代がありましたよね、戦前。家制度を維持せんがために、現に扶養をしていなくても、扶養できる条件があればその保護の対象にしなかった、そういう時代が過去にあったと思うのです。そのことのご説明をいただけますか。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。花ヶ崎福祉課長。

○福祉課長（花ヶ崎善一君） その戦前のことにつきましては経緯につきましては、私のほうも勉強不足でございまして、経緯までは存じておりません。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） 戦前というか、この新しい今の生活保護法が制定される以前ですけれども、家制度というものを根拠にいたしまして、生活保護開始の要件にしていた時代があるんですよ。それは、扶養義務者がいれば、その扶養義務を、保護を開始する上での要件にしていたわけです。前提条件にしていたわけです。それを取っ払ったというのが古い家制度に基づいた考え方から近代の発展というか、そういう前進の面であったわけで、今回、扶養義務を強制する、あるいは扶養義務者が扶養できないことを証明しなければならないような制度改悪が持ち上がっているわけですが、とんでもないことでありまして、そういう点を厳しく、今回の生活保護パッシングを通じて、正しく見て、正しく市民にも伝えていく必要があるだろうと思うのです。

2点目の保護件数、相談が300件からあって、申請が150件、約半数があったということなんですが、先ほど親族間でまとまらなかったというご説明がありましたけれども、家族の恥がさらされるといような、親子、兄弟、親戚縁者の中で恥をさらすなというような意味合いでの申請に、相談はあったものの、申請に至らなかったと、そういう件数が非常に多いのかどうか、改めて確認させてください。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。花ヶ崎福祉課長。

○福祉課長（花ヶ崎善一君） その詳しいケースですが、その辺まで資料はございませんが、基本的には生活保護につきましては、世帯単位でありまして、世帯全員の資産、能力等、あらゆる活

用が前提でありますので、家族の意見とか、扶養義務が優先することになりまして、そういうことから個々のケースによりまして、事情が違います。そういうことで個別に相談した上での結果ということになります。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） 相談が300件からありながらも、申請の150件、半数近くに申請が半減するというのは、いろいろあるんだろうと思います。制度の取り違いなどもあるだろうとは思いますが、扶養義務ということ、先ほど来、前段でありました。扶養義務を申請者自身が取っている場合もあるんじゃないかと思うんです。また、扶養義務者と申請した、生活困窮している方との関係などもありまして、あえて手控えてしまう。みずから引っ込んでしまう、そういうケースも起こっているんじゃないかと思うんですが、その点はいかがでしょう。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。花ヶ崎福祉課長。

○福祉課長（花ヶ崎善一君） ただいま申しましたように、それぞれ個々の実態が違いますので、その辺につきましては深い追及とかはしておりません。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） 次の、審査の結果、28%が却下されたということは、預貯金があったり、収入が保護基準よりも上回っていたという理由でございましたけれども、そういうことで扶養義務者との関係で保護が却下になったという事例はありませんでしょうか。それをお聞きいたします。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。花ヶ崎福祉課長。

○福祉課長（花ヶ崎善一君） お答えをいたします。そのケースの件数については持ち合わせはないんですけれども、若干の部分についてはあろうかと思えます。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） その若干の部分とは、どんな事情によるものですか。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。花ヶ崎福祉課長。

○福祉課長（花ヶ崎善一君） お答え申し上げます。ですから扶養義務者と言える親族関係の方が面倒を見るということで却下をしているということが言えると思います。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） 今のお話は扶養照会ということなされておられるので、申請を受けた段階で扶養照会をして、その親族から私が何がしかの仕送りをしますという申し出があって、それが保護の対象にならない額が仕送りという形であった場合が発生しているという趣旨だと思いますが、それでよろしいんですね。

3点目に質問いたしました捕捉率のことなんですが、パーミルでおっしゃられて、12パーミルということは、1.216%なんですね。だから、全国平均の1.6%に比べてもまだ低い捕捉率であらうということなんですが、私は役所のあらゆる機構を通じて生活困窮者を見逃さない、手を差し伸べる、そういった仕組みが必要だろうと思うのです。納税窓口とか、いろんなところで滞納があったりなんかして生活困窮がうかがわれる事例が日々直面されていると思うのです、庁舎全体を通じて。その情報が生活保護なり何なり、生活困窮者に対する支援という形で庁内の連携がとれているのかどうか、そのことを伺いたいと思います。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。花ヶ崎福祉課長。

○福祉課長（花ヶ崎善一君） 再三申し上げますように、個々の対応が必要だというふうな形ではやっております。そういう中で、議員おっしゃいました税務部局と福祉課の横の連携につきましては、個別のケースによっては話し合いをしているというふうに聞いております。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） 市役所の庁舎全体として、いろんな市民との接触がありますので、その接触の中で生活困窮者を見逃さない、そのような業務のあり方が非常に求められると思うのです。そういう点では今後一層努力していただきたいと思いますが、それだけにとどまらず民生委員を初め、区長や地域の皆様との連携をぜひ強めていく必要があると思いますが、これまで既に民生委員の方々とか区長さんから、こういう困った人がいるけれども、何とか市は助けられないものかという相談、そういう連携、現にありますでしょうか。

○議長（丸 昭君） 答弁を申し上げます。花ヶ崎福祉課長。

○福祉課長（花ヶ崎善一君） お答えをいたします。例えば社会福祉協議会の活動として、歳末助け合い募金等があります。そういう配布先につきましては、民生委員にその把握を依頼しているところがございますけれども、こうした情報等でそういう相談が寄せられるケースも過去にあるという形では聞いております。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） あると思うんですね、あるでしょうけれども、その件数が、まだまだわずかであったりする、そういう水準にあらうかと思っておりますので、大いに民生委員初め区長、そういった地域の皆さんのアンテナの高い情報を、困窮者をなくすという、生活困窮者に温かい手を差し伸べる、まずは相談に乗ってあげると。相談に乗った結果、生活保護の対象じゃないという場合も圧倒的にあるだろうとは思いますが、まず相談に乗るという、そういった対応が必要であらうと思っておりますので、ぜひそういった点でのご努力をお願いしたいと思います。

最後の、医療を安心して受けられるということで、トラブルが特にないということなんですけれども、受診を手控えるということが起こらないかということ、私は懸念しているんです。急に夜中や休日にぐあいが悪いんだけど、医療券の発行手続きをしていないと、私は医者にかかれないうと思込んでいらっしゃる方がいないか、あるいはそういったことのないようにしたいという趣旨で質問しているわけなのですが、そういったことも含めて支障はないというご答弁なんですか。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。花ヶ崎福祉課長。

○福祉課長（花ヶ崎善一君） 議員のおっしゃるとおりのことで解釈しております。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） おっしゃるとおりというのは、何を同意していただいたんでしょうか。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。花ヶ崎福祉課長。

○福祉課長（花ヶ崎善一君） 医療にかかるのを控えているということですが、そういったことは現状ではございません。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） では、私の懸念がないということですが、改めて生活保護受給者に対しまして、こういったケースの場合も安心して医療を受けてくださいと。医療機関の側も、特にそういうことは、今まで支障なく対応していただいておりますので、安心して受けてくださいという

ようなお知らせを、ぜひしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。花ヶ崎福祉課長。

○福祉課長（花ヶ崎善一君） それぞれのケース、個々に医療を受ける際の医療券等によりまして、指導しておりますので、特にそれを配布するとかそういうことは考えておりません。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） 何か配布しろと言っているんじゃないんです。安心して医療を受けられますよという情報を生活保護受給者に伝えていただきたいと申し上げたんです。トラブルは起こっていませんので、休日であれ夜間であれ、ぐあいが悪かったら、安心して医療機関にかかってください、即行ってください、それは医療券がなくても大丈夫ですよということを教えてあげてくださいということなんです。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。花ヶ崎福祉課長。

○福祉課長（花ヶ崎善一君） お答え申し上げます。そういったケースにつきましては、通常のやりとりの中で行っておりますので、あえてそこまでというのは、問題はないと思います。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） 必要ないと安心されているのも、それがそのとおりであれば非常に結構なことですけども、私の要望は広く皆さん全員に漏れなく安心して受けてくださいというふうにお知らせしてほしいということだったんですけれども、それは要望にとどめておきます。

続いて、子供医療費につきましては、1点目の現物給付について、既に私の質問準備に先んじて条例改正を準備していただいております。本当にこれは歓迎すべきことでありまして、賛意を表明するものであります。ここで、現物給付化という、この専門用語は、ちょっとわかりにくさがありますので、どう利便性が向上するのか、ご説明をいただければと思います。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。花ヶ崎福祉課長。

○福祉課長（花ヶ崎善一君） お答え申し上げます。現物給付によります利便性と申しますと、本来ですと、償還払いといいまして、一旦本人が応分の医療費を払って、後で申請によって返ってくるというような形ですが、それを現物給付化することによりまして、受給券が発行されますので、当然それを窓口に提示すれば、そのまま無料で医者にかかれるというような形の違いがございます。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） ありがとうございます。2点目の小学校6年生までの助成をしているから県と違いがあるんだというご説明でしたけれども、10月1日からでしょうか、福島県が18歳以下の子どもたちの医療費を完全無料化するという政策に踏み切りますけれども、私自身は18歳未満の医療費無料化というのは、やはりいずれ国の施策となるべきものであらうと思っておりますが、当面、中学3年生までの医療、通院の医療費につきましては、隣接する御宿も既に実施をしておりますし、いすみ市は高校2年生までということでもありますので、ぜひともこれは早々に拡充をしていただきたい。ましてや子育て支援は市長公約の大変大きな柱でありますので、ぜひ市長からこの点につきましてご見解を表明していただきたいと思います。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） 今現在、小学校6年までの通院でございますけれども、財源が幾らでもあれば、幾らでも増やせるということでございますけれども、県に先立ってうちのほうでは中学校

3年までの入院費のみは行っておりました。ということで、今回、県のほうの制度に合わせるということで現物給付、中学3年までということでございますが、今後、通院までは、小学校6年まで、また県は小学校3年までということでございますけれども、こちら辺については、今後のいろいろな財政状況等を踏まえて考えていきたいというふうに思います。また、県のほうの取り扱いとも、ある程度整合を合わせる必要もあるのかなというふうにも思っております。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） 新たな財源をつけてということでもなくとも、入院につきましては、県が中学3年生まで今度実施をしますので、その分の予定していた財源がこっちの拡充策のほうにも回せるわけですので、市長の公約である子育て支援策を目に見える形で示していく上でも、ぜひ来年度に向けてご検討いただきたいと思います。

時間的にも押していますので、3つ目の保育所の高台移転について、伺ってまいりたいと思います。3つの保育園体制になることになっていきますが、総野保育所は、現在、乳児保育機能を持っておりませんが、ぜひ、総野保育所の乳児保育機能、3歳児未満の子どもたちを受け入れる、そういう条件を拡充する必要があるのではないかと思います。また、上野保育所、中央保育所等々の施設的な拡充も必要な点があるのかどうかも含めまして、ご見解を伺いたいと思います。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。花ヶ崎福祉課長。

○福祉課長（花ヶ崎善一君） お答えいたします。ただいまの総野保育所の件と上野の施設拡充につきましては、今後、児童の調整の中で検討していきたいと思います。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） この高台への3つの保育所が移転するに当たりましては、施設の整備、そういうハード面のこと以上にソフト面といいますか、送迎の問題とか、例えばスクールバスのような送迎手段となるとすると、保育士と父母との直接の接触が薄れるんじゃないかと思うんです。そういった点での、今まで相対で、預け入れたり迎えに来てお子さんを引き渡すときに、家庭での、あるいは保育所の中での様子をお互いに交流し合っていますよね。今後、そういったことにもどう対応するのか。あるいはいろいろアンケートをおとりになった段階で、さらにもっとこういう問題もあります、それに対して解決策を今検討中ですか、そういうことがあればご紹介をいただきたいと思います。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。花ヶ崎福祉課長。

○福祉課長（花ヶ崎善一君） お答え申し上げます。そういった課題につきまして、議員おっしゃったとおりの意見等も出されております。そういう中で、例えば今の通園バスを通した場合に連絡をどうするかとか、その辺は保育所長と協議しながら、どういう方向がよいのか、今後検討していきたいというふうに思っております。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） 続きまして、総合計画に基づく中央保育所の改修と、保育施設全体の再編・整備の最終的な姿でありますけれども、中央保育所が改修されて運用が開始されるのはいつからになりますでしょうか、それをまず確認したいのですが。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。花ヶ崎福祉課長。

○福祉課長（花ヶ崎善一君） お答え申し上げます。現在の計画の中だと、27年に完成というよう

な目標といいますか、そういう形で進めていくということになっております。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） 27年から中央保育所が完成をして運用されるということでございますので、今、24、25、26と3つの保育所体制が、26年度いっぱい続くんだろうと思います。そこで、現在、330名の保育児童数でございますけども、中央保育所には164名、あと総野が現在30名ということで、残りが上野と総野、中央に配分されていくんだらうということなんですけども、高台移転の2年ちょっとの間のことではなくて、最終的な姿、27年度以降のことではありますが、まだ検討はこれからということのようなんですけれども、1つあり得ないと私自身が感じるのは、1カ所の保育所、330名規模の保育所というのは、これはどう考えても子どもたちの発達を保証する保育の質という点からして、余りにも巨大過ぎて、それを阻害するものになるのではないかと思います。1カ所というのは、やはりあり得ないものとして受けとめてよろしいでしょうか。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。花ヶ崎福祉課長。

○福祉課長（花ヶ崎善一君） お答え申し上げます。この件につきましては、今後、最良の施設規模を、限られた期間しかございませんが、いろいろな形で検討していきたいと思っております。

○議長（丸 昭君） 藤本議員、質問中ではありますが、午後1時まで休憩いたします。

午前11時58分 休憩

午後 1時00分 開議

○議長（丸 昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質問はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） 私が質問したのは330名の子どもたちを1カ所で保育する、そんなことはあり得ないのではないかという質問なんです。端的にそういうものはあり得ないと思うので、考えには入れておりませんという答弁をいただけるかどうかということなんです。改めて答弁していただきたいと思っております。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。花ヶ崎福祉課長。

○福祉課長（花ヶ崎善一君） 今後、適正な規模、そういったことを検討いたしまして決定したいと思っております。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） そうすると、1カ所、330人も適正な規模というふうに判断することもあり得るということなんでしょうか。私は、今、27年の新しい中央保育所の改築後の運用が始まるまでは、中央、上野、総野の3保育所が運営されていく、そういうことになるかと思っておりますけれども、保育所に子どもを預ける親は、住まいと保育所とそして仕事という、この3つの位置関係で保育所を選んでおられるということで、現に総野地区にお住まいの方がわざわざ大多喜に仕事があって、大多喜にわざわざ越境して保育所に預けておられる、そういうご家庭もあるわけです。そういう形で保育所は選ばれているわけなので、そういう点では3カ所の運営が、ちょうど297の国道と海岸沿いの東西の国道、その3カ所で地の利から言っても、非常に合理性のある保育所の配置になるというのは、中央、上野、総野の3保育所の今の位置関係だと思うんです。それをそのまま将来の姿として定着させていくということが一番合理性があるかと思

うんですけども、ただ、今現在、総野保育所は30人でして、来月にお2人増えて32人になるとか、あるいは上野保育所に3歳未満児が預けられているとか、中央保育所に預けておられる総野地区の子どもさんもらっしやるとかということです。さらに、乳児保育を総野でできるようにすれば、30何名かになるかと思うんです。さらに、乳児保育を集めて30数名という規模になるかと思いますが、先ほど申された将来の児童数の推移、そういうのも考えてということでしたけれども、総野地区で5年後、10年後にはどういう推移を想定されているのかということも含めて、総野保育所の運営のあり方、私は、先ほど27年の開始前まで、26年度いっぱいまでは乳児保育を総野地区でやれるように拡充すべきだと申し上げましたけども、そういうことも含めて、どういう総野地区の位置づけをされているか、ご答弁をいただきたいと思います。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。花ヶ崎福祉課長。

○福祉課長（花ヶ崎善一君） お答えをいたします。ただいま、議員のおっしゃったことも含めまして、いわゆる物理的な側面あるいは今後の県内の保育所の規模、最近建ったところとかいろいろあります。そういう中で検討していきたいと考えております。そして、総野の園児数、子どもの数ですけども、個別には今ございませんが、全体としては、今、出生1年間100人を切っている状況ですので、これについては今後減少していくものだと考えております。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） 1カ所あるいは2カ所というのも選択肢としては規模として検討されるようなご答弁なんですけども、1カ所、2カ所にするという選択肢があるとすれば、父母や地域の要望に応える、そういうことが何かあるかどうかかなんですね。実際問題として、そういう父母や地域の利便性に応えようとするよりも、行政の効率化でありますとか、スケールメリットを優先させることになりはしないかと思うんですけれども、そのことに対する、いや、そうじゃないという反論があるんでしょうか。何か父母や地域の要望に応える面が出てくるんでしょうか、そのことをお示しいただきたいと思います。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。花ヶ崎福祉課長。

○福祉課長（花ヶ崎善一君） 今後、そうした保護者、地域の要望等をアンケートを実施するという市長答弁もありましたように、そういう中から可能なもの、これはできないというものをいろいろと検討しながら進めていきたいというふうに、期間等は少ないわけですけども、それらを今後検討していきたいと思っております。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） 高台移転とは違いまして、総合計画に基づく再編・整備というのは、27年度以降、そしてさらに将来にわたっての保育にかかわることですので、現在の父母へのアンケートにとどめるわけにはいかないわけですね。地域全体の意向というものをしっかりつかまえないと、本当に適切な判断はできないだろうと思います。そういう点では、勝浦市全域の市民の意向、地域の意向、それをしっかりつかまえられる、そういう事前のアンケート活動になるように、早急に準備していただいて、直ちに開始していただきたい。

中央保育所の改修に関するタイムスケジュールですけども、これの規模を決定する時期はいつになりますでしょうか。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。花ヶ崎福祉課長。

○福祉課長（花ヶ崎善一君） お答えいたします。少なくとも今年度中には決定していかなければい

けないというふうには考えております。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） 今、あったように今年度中ですから、ぜひともそういった住民の意向をきめ細かくつかまえる努力、最大限にやった上で、市としての判断を下すべきであって、1カ所、2カ所という、そういう選択肢を、私は、現時点では、中央、上野、総野の3カ所の保育所の運営、そしてそれを一層充実するという方向での運営が合理的だと考えますけれども、それ以上に父母や地域の将来に応える道があるとすれば、それをきちっと市民の理解を得られる、そういった準備が早急になされるべきだと思います。特にアンケートにつきましては、広く市民の声を集められるような、現在預けている父母だけにとどまらずやっていただきたいと思います。

続いて4点目の住宅リフォーム助成制度について伺いますが、これについて問い合わせが何件もあったらと思うんですけども、問い合わせと、実際にこの64件の申請に至った助成した工事との差はどんなものだったのでしょうか。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。藤平都市建設課長。

○都市建設課長（藤平喜之君） お答えいたします。ただいまの問い合わせ件数と申請の関係ということでございますけれども、問い合わせ件数については確認しておりませんでした。また、問い合わせの内容につきましては、助成件数の対象でない方からの問い合わせもございましたので、中で助成対象の問い合わせの方は、ほぼ申請されているものと考えております。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） この申請に当たりまして、図面の添付が必要な場合があります、ただ、確認申請が必要ない地域の建物につきましては、確認申請しなかったために図面もないという住宅もあって、その際、図面の添付という条件が非常に面倒だということで、施工者、事業者側が面倒がって申請に至らなかったことも聞いておるんですけども、この申請手続につきまして、煩雑だという声に対する感想に、申請を受けられる、そういう点での努力があったのかどうかというのを伺いたしたいと思います。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。藤平都市建設課長。

○都市建設課長（藤平喜之君） お答えいたします。申請の手続についてでございますけれども、補助金でございますので、ある程度の書類をお願いしております。書類内容といたしましては、市内居住確認のための住民票、納税証明書、固定資産課税台帳家屋記載事項証明書、対象住宅の案内図、今言われましたリフォーム工事の図面ということでございますが、この図面に関しましては、できれば業者の作成した図面をとお願いをいたしておりましたけれども、最低でも間取り等のわかる見取り図の提出をお願いしております。また、工事の見積書等でございます。ただ、今、議員言われました増築等で確認申請が必要な場所の場合には確認申請書の添付が必要となりますので、そういうふうにご説明をしております。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） 見取り図でもよいというそういう説明が十分に行き渡っていたかどうかというところも、ちょっと懸念をしております。といいますのは、これを利用された実際の事業者数、延べじゃなくて事業者数としてはどれくらいの件数の事業者がこの助成に携わっていますでしょうか。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。藤平都市建設課長。

○都市建設課長（藤平喜之君） お答えいたします。リフォームの申請の事業者数ということでございますが、40社でございます。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） 40社あったということであれば、私がお尋ねした事業者さんが、たまたまそういうことを面倒くさがってやらなかったということであつたのかもしれませんが、ぜひとも全ての事業者に添付する図面がどの程度のもので、見取り図でも条件によってはいいということが周知される必要があるのかなと思います。

時間もないので、1点、この事業とは別に耐震改修にかかわる助成の制度も平行して行われておりますが、これの運用状況、執行残とこのリフォーム助成制度の92.6%の執行率との比較で、両者をどのように評価されているかを伺いたいと思います。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。藤平都市建設課長。

○都市建設課長（藤平喜之君） お答えいたします。平行して、予算計上されております耐震改修補助の件でございますが、今のところ、今年度の申請はございません。また、住宅リフォームとの執行の関係でございますけれども、住宅リフォーム補助事業が居住環境の向上であることに対しまして、耐震改修事業は住宅の耐震補強を行いますので、住宅の安全性の向上ということでございます。執行の違いといたしましては、住宅リフォーム事業が比較的少ない事業費から利用できるのに対しまして、耐震改修事業は1件の家の耐震を確保するということから、事業が大がかりになりまして、事業費が高額になるためと考えております。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） ちなみに耐震改修の補助はどういう事業規模ですか、1件の限度額と予算総額をお示してください。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。藤平都市建設課長。

○都市建設課長（藤平喜之君） お答えいたします。1件の補助額で30万円、5件を計上しております、150万円ということでございます。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） 150万円の耐震改修にかかわる補助事業は申し込みがなく、全てが丸々執行残として残っていると。一方で、2期にわたりまして募集をした住宅リフォーム助成制度は、73万3,000円の執行残がありますけれども、ほぼ92%強執行されたということでございます。一面、非常に使いやすかったということをあらわしていると思いますし、私、幾つかの業者に様子を伺いましたけれども、仕事そのものがないという、冷え切っているということが返ってまいりまして、幾らこういう助成制度があっても、200万円までの工事ですその10%ですから、残り90%、手持ちに持っていない方は、とてもじゃないけど、この事業を利用することはできないわけですよね。そういう点では、まだまだ建築関係の景気というか、リフォームをやろうという、そういう点ではこれは大きなきっかけにはなりましたが、全体としては、非常に景気が冷え込んでいるままだという状況が一方であると思います。にもかかわらず、耐震改修の補助事業と比べまして、この住宅リフォーム助成制度は非常に使い勝手がいいということの一つあらわしていると思いますけれども、にもかかわらず執行残があるわけですので、この事業を来年度も継続をし、かつ事業規模もさらに大きくするとともに、受付期間が1カ月強の期間

を2回、5月と8月に設定しておりますけども、ある一定の期間、受付をとる、そして手続は、簡素化できるものはもっと簡素化する、そういった拡充をして、ぜひとも来年度も継続すべき事業と考えますけれども、ぜひその点は、市長から前向きな答弁をいただきたいと思います。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） 先ほどもご答弁申し上げましたように、本制度は緊急の経済対策ということで、単年度事業でやるという前提で進めたものでございまして、次年度以降については、現在考えておりません。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） この効果を、今、短い時間の間でいろいろ検討させていただきましたけれども、ぜひとももっと深く検討していただいて、事業効果は大いにあったと。そして、これは緊急の対策として講じた事業であるということですが、その緊急性は解消されたわけでもなく、来年度以降もますますその要請が、そのことが必要だという今の経済情勢にあるということも、今回の事業の経過を通じて明らかになったのではないかと、私は考えます。ぜひともこの単年度の事業として終わらせることなく、継続してやっていただくよう、ご検討いただきたいと思います。

これは要望といたしまして、残りの時間、高校統廃合問題、勝浦若潮高校の存続の問題につきまして、お時間を充てていきたいと思います。現在市は、高校統廃合問題に関して、現在の市民の意識の状況をどのようにご判断しておられるかお伺いしたいと思います。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。関企画課長。

○企画課長（関 利幸君） お答えいたします。先ほど市長答弁にもございましたように、約1万4,000件に及ぶ見直しの要望書を受けております。それ以後、市民の方からその要望書を撤回するであるとか、そのほかのご意見等は伺っておりませんので、私のほうはその1万4,000件の趣旨というのはあくまでも見直しをしていただくということが、今でも前提になっているということで理解をいたしております。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） 現在、中学校の3年生が進路を考える時期に差しかかっております。中学校の生徒及び父兄、中学校関係者の意識につきましてはどのように把握されておりますか。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。関企画課長。

○企画課長（関 利幸君） お答えをいたします。現在、この若潮高校の見直しの件につきましては、企画課のほうで扱っておるところでございしますが、現在、私のほうにおきまして、例えば生徒の意向、また保護者の意向、その辺につきましては今のところは承知はいたしておりません。しかしながら、教育委員会のほうにもその辺のほうを確認をし、もしくは協議をいたしまして、意向等は当然に踏まえていかなければいけないものと考えてはおります。

○議長（丸 昭君） ほかに質問ありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） 人口の過半数を超える署名が短期間のうちに寄せられた問題なんです、これは。ですから、その署名が集まったのは去年ですから、もう9月ですので、9カ月経過してあるわけなんで、その間の市民の意向、あるいは直接かかわってまいります中学生、3年生、2年生、1年生、1年生は統合校の最初の入学生になるというのが県教育委員会が決定した計画どおり進めば、現中学1年生が統合校の入学生になるんです。そういうことですから、その関

係者の意向をしっかりとつかまえる姿勢がないということ自体、まず驚くわけです。そういう点で、市のお立場を再度確認しますけれども、この高校を存続させると。県立高校として存続させるという、そういう立場、構え、これはどうなんでしょう、あるんですか、ないんですか。それをお尋ねします。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。関企画課長。

○企画課長（関 利幸君） お答えをいたします。先ほども申しましたように、見直しということが当然に前提になっております。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） 県立高校として存続させるためには、県教育委員会の決定を中止し、撤回させるということが必要になるわけなんですよ。それは座して実現できることでは全くありませんので、そのために努力をしなくてはならないわけですが、その努力について伺ったところ、先ほどの第1回目の市長答弁では明確な答えが聞き取れなかったように思います。その点、県立高校として存続させる、そのための行動、どのように準備されているのか、どうされようとしているのか、ぜひお示しいただきたいと思います。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） 県立高校として存続させる運動といえますか、要望につきましては、これは先ほど言いました署名簿で、いろいろ県の教育委員会とやりとりをいたしました。厳しいやりとりもいたしました。しかしながら、県のほうでは、いわゆる今回の高校の再編プラン、これについては、教育委員会として決定をしたというようなことなので、この3校統合、これに決定したということなので、これを覆すのは非常に難しいというふうに考えております。現実にはいすみ市等で、今、いろいろ協議をしております。いすみ市のほうでは、今回の統合を是として、これで大原と岬、それから若潮を含めてこの統合を是として、これからどういうカリキュラムなり、3校を少しでも引き伸ばそうかというようなこともやっておりますし、私のほうも一番理想は、県のプランがいいとは、私、全然思っておりません。納得できないというふうに思っておりますけれども、これを覆して県立高校として若潮高校を残してくれというのは現実的には難しいと思っております。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） ちょっと言い添えますが、いすみ市は、これを是としてはいいと思います。やむなしと是というのは違いますよね。やむなしという立場はありますけれども、これでよいという立場はないと思いますので。いすみ市の話が出ました。いすみ市で先日、この議会の開会日10日に第3回いすみ市の高校を考える懇談会というのが開催されて、これは公開されているものですから、傍聴が可能なんです。私、3回とも傍聴しておりますけれども、この3回目の懇談会で何が決まったかといいますと、統合校の姿が限りなく普通科高校に近い総合学科高校という、そういうものとして、普通科を中心にした、あと園芸系列と海洋科学系列を加えた3系列の高等学校として、試みの案をまとめて、これから市民にもそれを公開して、パブリックコメントを得て、11月中旬の高校の先生方が準備されている準備室とも意見を合致させた上で、意見を取りまとめるという作業に入ることが決まりました。私は、この姿がいいと言っているわけじゃないんですけれども、大したものだと思いますのは、市民と市がそういう意見の交換をしながら事を図り、今度パブリックコメントという形で、全市民の意見を聞こうとい

う場を持とうとしているわけです。そこには必ず、岬高校を存続させるという声もたくさん集まるはずだと、私は思いますけれども、そういったものも踏まえた上で最終的な取りまとめをしようというのが、いすみ市の今の動きであります。ところが一方、勝浦では、県教育委員会のそういった決定は容認できない、私も容認できない、市民の多くが容認できないという気持ちを持っている中にもかかわらず、その市の思いと市民とが、意見を交換しながら、次にこういう手を打っていかうという、そういうアクションがないということが、非常に残念だなと考えるわけなんです。その点は、いすみ市と勝浦市の大変大きな違いではないかと思いたすけれども、いかがですか。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） 今回の高校再編につきましては、いすみ市の場合には、現実にいすみ市内に大原高校と岬があります。これが統合になります。現実的には、いすみ市の中に高校は残ります。勝浦の場合には、この若潮高校がなくなるということは、この勝浦の行政区域から高校が全なくなるということです。これは全く状況が違うということです。いすみ市の場合には、ベストではないけれども、ベターというような市長の言い方もしております。現実には、県のプランを受け入れて、なるべく子どもたちの授業をしやすいような、先ほど言った3系列ですか、そういうようなことを現実的にそういう路線で、それは是としてですよ、それでやっているわけです。私どものほうは、要するに高校がなくなるということで、これは全く納得できないので、そういうものには、今まで現実的には、いすみのほうのやり方についてはくみすることはできないということで、先ほども答弁しましたように、これを存続させるか否か、それからいろんな状況を調査をしながら、今現在、検討しているところであって、それができ次第、少なくとも漁組であるとか、今、自治会の代表の区長方とか、最後には市民の皆さん方の意見も聞いて、これで最終的にこれを残すのか、残す場合には、どういうふうになるのか、または、廃止をするのか、こういうことも含めて今現在検討しているということなんで、いすみのほうがあたかも市民と一生懸命やっていて、勝浦がやっていないというのは状況が全く違いますので、そこら辺をご理解いただきたいと思います。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） 私が申し上げたいのは、中学校関係者を初め市民や市内にある各団体や区長初めさまざまな関係者、そういった関係者、この間、この高校の統廃合問題に深い関心を寄せていただいた皆さん、直接の当事者の皆さん、そうした皆さんの意見を市は聞き取ると。聞きながら判断を、そういう情報を提供しつつ意見を集めながら事を進めていくという立場がないということを申し上げているんですね。それがいすみ市との大きな違いだということを言っているわけなんです。ある程度の結論がまとまったときには、そういう市民の意見をお伺いしますという、それじゃだめだと思うんです。今こそそれがやられていないといけないんじゃないかと思うんです。そういう点で、特に中学校関係者のご意見を全く聞いていないというのは、これは甚だしい怠慢じゃないかと思うんです。そういう点で、ぜひ市民の、現時点でのご意向、どんなものか、それは謙虚にお聞きするという立場があつていいんじゃないかと思いたすけれども、何か方針が決まらないうとそういうことをお伺いも立てられないような、そういうふうに見えるんですけれども、そうではないと思うんですよ、現時点での市民の置かれている状況を思い、高校、中学校の関係者の不安、そういったものを率直に受けとめるべきだと思いたすけ

ど、いかがですか。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） 市民の意見を聞くというのは、これは当然でございまして、ただ、いすみのほうで市民の意見を聞いて、勝浦のほうはまだ聞いていない、怠慢じゃないかというようなことは、先ほど来お話ししましたように、いすみでは県立高校は残っているんです、現実には。この残っているところでこれからどういうカリキュラムなり、いい方向にもっていくかといういろんな意見を求めているんで、非常に求めやすいんです。ところが、うちのほうでは、高校がなくなるんです。このなくなるのを、先ほど議員質問がありますように、県のほうで残してくれというような要望は幾らでもできます。だけど、現実的には、県のほうは、教育委員会のほうでこういうプランを決定したということで、これは現実的に覆すのは難しい。そうしますと、うちのほうではなくなるんです。なくなるところを、これからどういうふうになたにつくっていくか、先ほど言いましたようにですね。これを市立でやるのか、それともなくすのか、または、全く私立でやるのか、こういう難しい問題で、いすみとは全然状況が違うんです。だから市民の意見の聞き方も、タイミングもこれは全く違いますということをご理解いただきたいと思います。向こうがやっているから、この勝浦が怠慢なんていうことを言われるのは、私は心外と思っております。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） 県の教育委員会というのは、県の教育長がこの間交代しておりますけれども、市長は、この新しい教育長には勝浦の思いを直接お伝えになられたんでしょうか。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） 新しい教育長がかわったというのは、この間新聞でも見ました。私は会っておりません。ただ、今回のこの学校の再編を直接担当する企画管理部長、この部長が、今回の再編を直接取りまとめるトップでございます。この部長は、私も昔、部下でありましたので、女性の部長ですけども、その部長とは十分話をしております。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） あと、私は、市民が本当によりどころになると思います。県立高校として存続を求めていく上でもね。そういう点では、今の勝浦若潮高校から、例えば今年卒業された方3名が勝浦の中学校を卒業されて勝浦若潮高校に進学され卒業されて、家から通える老人介護施設に就職が決まられたそうです。そういうことが現に生まれている。本当に勝浦の将来を支える仕事に勝浦の中学、高校と学んで卒業された方がなっておられるんです。こういう事実を一つ一つ集めて、本当に勝浦若潮高校が必要だという思いを、今、簡単に覆すのは困難だとおっしゃられるんですが、勝浦市民がどれほど勝浦若潮高校の存続に深い思いを抱いているのかというのは、あの署名が短期間に集まったこと一つを見ても明らかだと思いますけれども、そういった、その後に生まれている事実の一つ一つを市民に知らせる、あるいは知らせるどころか市民からそういう情報を市が集める、そして市民でそれを共有して、返して、共有して、一層勝浦若潮高校存続の思いを強めながら県に働きかけていく、そういうことを求められているんじゃないですか。その点が極めて弱いと思います。

猿田市長は、それこそ市民と市との関係も、トップダウンで事を進められるような、そういう手法、それが目立つんですけども、それはぜひとも改めていただきたい。現時点での中学

生を初めとして、現に不安を感じているのはなぜかといえば、本当に情報が少ないからなんです。情報をきちっと提供する。県の教育委員会が決めたことだから、市が説明するのは、ちょっと説明しづらいとなれば、県の教育委員会に説明させればいいじゃないですか。だから、情報をきちっと提供して、そういう情報の提供とともに、市民の意見をくみ上げるという、そういう作業が、ぜひ今の時点で必要だと思いますよ。この先、年末になって、いよいよ抜き差しならない、タイムリミットが来てからそんなことをやるというのは、遅きに失すると思いますけど、いかがでしょう。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） 私は、決してトップダウンで何か物事を進めようというようなことは思っておりません。また、自分ではそういうのをやっているというふうには感じておりません。今回も、ただ漠然と、これがなくなるんでどうしたらいいのでしょうかというような、こういう提案の仕方はできません。だから現在、県の教育庁といろんな調査検討をやっているんです。今、私なんか、手をこまねいているわけじゃありません。県の教育庁と、実際に打ち合わせ、何回もやっています。ただ、そういうようなある程度の幾つかの試案がなければ、市民の皆さんにいきなり提案して、さあ、どうですか、協議してください、これはなかなか難しいです。市民の皆さん。ということで、私なんかは、何も市民の意向を無視してやろうなんてことはちっとも、つゆほどにも思っておりません。ただ、やっぱり段階がありますから、今は、先ほども答弁しているように、要するに県の教育庁ともいろいろ調査、検討、これをしているという段階でございます。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑ありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） 私が言っているのは、現在、市民がどういう意識でいるのか、そういうことを、謙虚につかんでいただきたいということだし、先ほどご紹介した事例、こういうのが、今勝浦市若潮高校に関連してたくさんあるんだと思うんですよ。そういうのを丹念に拾い集める、そういう努力も必要だと思いますし、とにかく1万4,000にも及ぶ署名という形で市民は意思を表明しているわけです。それが今現在もあるとしても、どのようにあるのかということ、しっかりつかまえるということが大変大切だと思います。そういう点が、私は勝浦の今直ちに改めるべき態度の重大な核心をなすものだと思いますので、残り1分という時間で、これ以上議論ができませんのが非常に残念なんですけれども、そういう点を最後にご要望して、私の一般質問を終わります。

○議長（丸 昭君） これをもって藤本 治議員の一般質問を終わります。

○議長（丸 昭君） 次に、吉野修文議員の登壇を許します。吉野議員。

〔10番 吉野修文君登壇〕

○10番（吉野修文君） 新世会の吉野です。皆さん、こんにちは。大分激論が続きました中で、私がかような質問をするのはと思いますが、日本の情勢、国際情勢、いろいろ大きな問題が食事情には絡んでまいります。そこで、問題を提起するというか質問したいわけですが、今、世界的にはTPPだとか、食料が非常に困窮している地域が多く、国内においても、いろいろ食料事

情あるいは農業政策については議論されているところでございます。そういう中におきまして、先般、当市も農業関係で圃場整備ということが土地改良区のほうからございまして、土地改良をいかにするかという話し合いが上野地区を中心としたところで7月2日から7月20日までの間に全6回にわたり行われてきたところです。7月2日は名木、原地区、最終的に7月20日には大楠地区まででございました。こういう中におきまして、今、農業に従事する方たちが非常に高齢であります。また、担い手は減少する一方で、こういう状況の中で圃場整備をした場合、今後どうなるのかということで話し合いの中でもなかなか結論が出ない状況でございます。

そこでお伺いをしたいと思います。今、申し上げたとおり、従事者の高齢化が進む中、また、担い手の減少に歯どめがかからない状況の中、この基盤整備の説明を先般の説明を1回限りで終わりにするのか、今後、どのようにして基盤整備事業を進めるのか、お伺いをいたします。

2点目に、平成23年度の補助率は国が55%、県が30%、地元15%と、先般の説明会で県のほうからこういう説明がございました。当市といたしまして、負担率の問題ですが、市が15%全てを持っていたらいいのかを伺いたいと思います。

次に、私の掲げた環境問題でございますが、これは養鶏場が倒産した跡地に残る鶏糞処理の問題でございます。平成21年度の市政協力員懇談会から本年度の市政協力員懇談会までの間、4年にわたり、上野地区区長会といたしまして質問してきた大森、古新田地区の養鶏場跡地の鶏糞処理の問題です。これについては、私も過去3回市政協力員懇談会において質問してまいりましたが、許可事務は県である、あるいは直接県の対応だと。または、当時の言葉では建屋がまだしっかりしているから、まだ流れ出さない、今後検討するというような数度にわたる回答でありましたが、既に最初の質問から4年を経過している中で、いまだ何ら手を打てない状況です。この件については、今後も課題が多くあることは承知しておりますが、市として方針を改めて示していただきたいと思います。登壇しての質問は終わります。

○議長（丸 昭君） 午後2時5分まで休憩いたします。

午後1時47分 休憩

午後2時05分 開議

○議長（丸 昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長から答弁を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） ただいまの吉野議員の一般質問にお答え申し上げます。

1点目の農業政策のうち、市としては、今後どのようにして基盤整備事業を進めるのかとのご質問でございますが、本市農業の基幹であります水田農業は、農業従事者の高齢化や担い手不足、イノシシなどの有害獣被害などによって生産意欲が減退しております。基盤整備未整備の山間谷津田や小規模不整形の水田につきましては、道路が狭く、大型機械が入らず、借り手がなく、耕作放棄が進んでいる状況であります。このような状況の中、耕作放棄地の抑制や地域の中心となる意欲のある経営体への農地の利用集積、農業経営の効率化を図る上でも、基盤整備をぜひ推進する必要があることから、7月2日から上野地区5カ所及び大楠地区において、地元説明会を開催いたしました。今後におきましても、事業を進めていくため、県の農業事務所などの関係機関とともに地元に趣き、事業採択を受け、地元の合意形成が得られるよう、

地域関係者と話し合っまいりたいと考えております。

次に、平成23年度の補助率は、国が55%、県が30%、地元15%との県の説明がありましたが、市としての考えとのご質問でございます。

事業の実施に伴いまして、地元には事業費の一部を負担していただくことになりますけれども、米価が低迷する中、農業者や離農した方たち、非農家の方たちには、この負担金の支払が重く感じていると思います。

市といたしましても、基盤整備を推進するため、今後の市の財政状況や先例の取り扱いを見極めた上で判断してまいりたいと考えております。

2点目の環境問題、鶏糞処理についてお答え申し上げます。大森地区及び古新田地区の養鶏場跡地に残されている鶏糞処理問題についてでございます。これまでもいろいろご質問等もございまして、これは結構厄介な問題でございますけれども、現在、市では両養鶏場の定期的なパトロールや大雨後のパトロールを行いまして、鶏糞の流出や建物の安全性などについて継続的な現場確認を実施しております。

本養鶏場跡地につきましては、法人所有物であり、その所有者がまだおられるということでございますので、所有者が責任を持って周辺環境への悪影響がないよう努めることが責務と考えております。しかしながら、両養鶏場が倒産後に競売にかけられていることもございますので、両所有者に面会し、養鶏場跡地を原因とする不始末や管理不行き届きのないよう、対応に心がけることなど適切な管理について指導を行っております。所有者側も鶏糞が鶏舎内から流失しないよう、施設の修繕に努めておりますけれども、老朽化しているため、台風や大雨等の際に、流失するおそれもありますので、今後とも施設の状況等を定期的に確認をし、改善が必要な場合は行政指導していく考えでございます。

以上で、吉野議員の一般質問に対する答弁を終わります。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。吉野議員。

○10番（吉野修文君） 勝浦市内の平均耕作面積は、5反5畝と聞いておりますが、この中には、自分の水田に行きたくても道がなくて行けない。また、機械化されている現状において、湿田でこの機械が使えない、こういう状況が中山間部には非常に多く見受けられます。

そこで、2回目の質問でございますが、当市の基盤整備状況について、昨年9月のこの定例会において私が質問したところ、平成22年度末で24.33%と回答を得ましたが、現在の基盤整備率も同じかお伺いいたします。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。関農林水産課長。

○農林水産課長（関 善之君） お答え申し上げます。平成24年3月31日現在でございますけれども、基盤整備率は24.33%でございます。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。吉野議員。

○10番（吉野修文君） 昨年の質問と今回の質問でも勝浦市内の基盤整備率については同じという回答を得ました。この基盤整備をやるということになりますと、現在、高齢者が多く、またその方たちの中にも担い手がない中で基盤整備をやるについては、事業年数が長く、また負担割合が高い。年齢のことを考えると、結論を出すにいい結論をなかなか得られないと。また、基盤整備をやればいいということは、地域の方は皆さん承知をしております。この中で、事業年数を短縮していく、あるいは先ほど申し上げたように、負担率を低くする、これは先ほど市長答

弁で、現在の財政状況を見てという話ですが、何分にも、後期高齢者がこの第1次産業基幹の水田経営をやっているという方が非常に多い中で、市が牽引をしていただいて、また強い力で決断をしていただいて、負担率を、最低でも10%以上持っていただけるか伺います。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。関農林水産課長。

○農林水産課長（関 善之君） お答え申し上げます。事業年数を短くするというご質問でございますけれども、事業着手するに当たりましては、本事業は国庫補助事業によります。このため、国の予算枠もあることから、単年度に多くの事業費を確保する必要があります。

また、工事発注に際しては、県営事業でございますので、事業主体が県になりますことから、予算枠確保また工事発注につきましては、今後その段階におきまして、県と協議または働きかけてまいりたいと考えます。

また、負担率につきましては、先ほど市長の答弁でもございましたように、今後の市の財政状況等を見極めた上で判断してまいりたいと考えております。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。吉野議員。

○10番（吉野修文君） それでは、県の県内における基盤整備の状況を伺います。これはもしわからない部分であれば、今後の要望といたしますが、県の平均基盤整備率あるいは夷隅郡市内の市町の基盤整備率がわかればお伺いしたいと思います。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。関農林水産課長。

○農林水産課長（関 善之君） お答え申し上げます。県内につきましては、大変申しわけありませんけれども、資料を持ち合わせておりませんので、この場では失礼させていただきます。なお、夷隅郡内につきましては、夷隅農業事務所、こちらのものによりますと、いすみ市におきましては78.9%、大多喜町におきまして40.5%、御宿町で41.0%となっております。以上でございます。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。吉野議員。

○10番（吉野修文君） 今、ご答弁をいただきたいいすみ市においては何と78.9%、当市では本年3月末で24.33%と。お隣の大多喜町においても4割を超えている整備率でございます。こういう中において、いかに当市が基盤整備がおくれているか、過去の中でも一番ネックになったのが負担率と事業年数の関係でございますが、今も我々も各地区にお伺いして説明を受けたときに同席させていただいて結果でも、10年前における基盤整備の話があったとき、また、それ以前、あるいは近くでは、私の記憶では平成22年8月に基盤整備の話が農林課から出て、当役所の会議室で説明会が行われたこともあります。その中でも、この負担率については、ほとんど変わっておりませんが、実施する側といたしましても、答えが今もその昔もほとんど変わらない、いわゆるネックになっています負担率と事業年数のことでございます。これは今ご答弁いただきましたけれども、事業主体は県であります、これを何とか短く、また負担率も上げていただきたく、これはこの整備状況を見てもわかるとおり、当市がいかにおくれているかということを考えれば、先ほど申し上げたとおり、市としても非常に強い力、リーダーシップを持って、基本的には地域の方がやらなければならないことは承知はしておりますが、あえて申し上げますと、市としての強いリーダーシップを発揮して、この基盤整備事業を進めていただきたい。中山間部におきましても、非常にいい場所が獣害により被害を受けることから耕作放棄地として年々増えております。これは、市長さん、昨年の所信表明の中でもいろいろお言葉が

ありますけれども、さらに増えている事実は間違いありません。これを見ていただいて、自給率の問題もある、またいろいろな問題もあることは承知しておりますけれども、高齢者、担い手不足、これを基盤整備をやった結果として、ただやればいいということではなく、その中で法人化をした担い手不足をここで解消していくというようなことも考えて、さらにもう一度ご答弁をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） 今、お話が出ておりましたけれども、高齢化だとか担い手不足だとか、農地の利用の集積、それから農業経営の効率化、こういうことからぜひこの基盤整備を推進する必要があるというふうに思っております。先ほど来ておりますけれども、期間短縮であるとか、特に負担率を低くするというようなことにつきましては、これを事業を進める上でのインセンティブといいますか、そういうようなことにもなるのではないかなというふうに思います。

この負担率につきまして、今まで完了した地区でのあれをしますと、例えば総野東部と松野、これは国、県の補助を除いた20%のうち市と地元がそれぞれ折半、10%ずつというようなこと、それから杉戸地区は、これはかん排といいますか、かんがい排水というものがこれに加わっているというようにもなっておりまして、市が13%、地元が7%ということで、事業内容によってこの負担率が変わっているということもございます。先ほど答弁させていただきましたけれども、市の財政事情であるとか、このようないろんな事業形態、それから過去の事例、先例ですね、こういうものを踏まえてこの負担割合を考えていかなきゃならないなというふうに思っております。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。吉野議員。

○10番（吉野修文君） ただいま市長から非常に前向きなご答弁をいただきまして、大変感謝申し上げます。

1つ、通告にはなかったんですが、この土地改良によって、今後用水のもとになります勝浦ダムの件について、ご質問させていただきます。今、このダムについては、つくった方法、工程というか、そういう形の中で非常に安全性がうたわれているということは伺っておりますが、最近の3・11を見てもわかりますように、非常に大きな地震、また台風あるいは昨夜もかなり大きな雨がございましたけれども、そういう集中的な豪雨によりまして、想定されないような災害あるいは用水のもとになる勝浦ダムが決壊したとき、ある程度の被害状況のシミュレーションができていいのか、また農繁期と農閑期における被害の状況は異なると思いますが、いずれにいたしましても、地元におきましてもダムが決壊したらどうなるんだろうという言葉が3・11以降の話の中で地元において非常に聞かれます。こういう中で、被害のシミュレーション的なものが当市としてできていけば伺いたいと思います。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。関農林水産課長。

○農林水産課長（関 善之君） お答え申し上げます。勝浦ダムの安全性ということで、想定されない地震、大雨、こうしたものでダムが決壊というお話ですが、この被害状況のシミュレーションでございますけれども、現在の勝浦市の計画の中では記載がない状況でございます。また、千葉県内の農業用ダムハザードマップにつきましても、夷隅農業事務所等々に確認いたしましたところ、現在、県内におきましては、いまだ作成されていない状況でございます。ですので、今後、また県と協議、話し合っていければと考えております。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。吉野議員。

○10番（吉野修文君） 通告のない分野での質問、大変申しわけありません。用水の関係で伺いました。

次に、養鶏場の鶏糞の問題ですが、これについても、基本的には、もともとの事業主が処理していかなければならないということは承知しておりますが、いずれにいたしましてもここで何か起きた場合には、当市民が被害を被るわけです。また、影響が大きな場合には、当市外も影響を受けます。大多喜町、いすみ市、岬までこの夷隅川は流れておりますので、ここで仮に大きな洪水等で流れた場合は、農繁期の場合には、用水としてこの夷隅川の水は恐らく使えなくなる。また、当市の飲料水にもなっているわけなので、そういう飲料水としてもできなくなるというふうに考えます。その場合の措置としては、いかなる措置が考えられるかお伺いいたします。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。関生活環境課長。

○生活環境課長（関 富夫君） お答え申し上げます。まず、水道水の関係の影響でございますけれども、現在の鶏糞の状態からいたしますと、豪雨が継続的に続く場合に、鶏糞の流失の危険性があると考えられます。このような場合の上水施設につきましては、河川水の汚濁が著しい場合は、取水停止を行います。水源の復旧を待つとともに、市内各所に設置してございます配水池や調整池の効率的な運用を図りまして、安定な供給に努めてまいります。

次に、農業用水への影響ということでございますけれども、豪雨によりまして流れ出すということになりますので、豪雨の場合につきましては、その時点で特に田んぼのほうに水を引くような事態にはならないのではないかというような認識の仕方をしていただいております。ですので、影響というものはないのかなというふうに考えているところでございます。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。吉野議員。

○10番（吉野修文君） この鶏糞が仮に流れ出したとき、確かに豪雨中には、その水は流れていって、水田についても必要はない。これは誰が見てもわかることですが、鶏糞というのは比較的沈殿する可能性が高いのではないかと。よって、数日間で川の増水は引きますけれども、残ったものについての、これが非常に問題、災いになるものになる。鶏糞というのは窒素率がかなり高いと言われておりますので、これを使った場合に、通常の、仮に田植えが終わった後の水田ですと、元肥は入っておるわけですから、この水を入れた場合には、窒素量の非常に高いものがその中に入るわけです。そうなりますと、どうなるか。窒素過多による稲のでき過ぎによる倒壊ということになりますと、稲作については、非常に打撃を受ける。こういうことが考えられるんじゃないか。こういう大きな問題が、飲料水についてはほかからということがありましたけれども、どのくらいで流れ出すものかというのは、私もちょっとわかりませんが、これは非常に大きな問題じゃないかということで再度お伺いいたします。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。関生活環境課長。

○生活環境課長（関 富夫君） お答えいたします。流れ出してしまった場合ということになってまいりますけれども、基本的に、前提といたしまして、まずは流れ出さないような努力というか指導のほうを、鶏糞の所有者のほうに徹底して指導等をしていきたいというふうに考えているところでございますけれども、仮に流れ出してしまった場合、これにつきましては非常に難しいところがございますので、今後検討をさせていただきたいと思っております。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。吉野議員。

○10番（吉野修文君） これについては、昨年3月に、私も当時一員でございましたので、上野地区区長会で視察をした結果、建屋と建屋の間、建物と建物の間に、やはり量とすれば2メートル近くのものがあったものが流れ出している事実が、これは行けばわかるんですけども、そういう事実がございます。ただ、これは量的に、全体の建物から見れば、建屋と建屋の間だけの問題なので、それほどではないかと思いますが、これが何らかの、集中豪雨あるいは台風等で建物の中で全部流れ出すというようなことになれば、非常な災害と言っても過言ではないと思いますが、被害を被ることは間違いないと思います。

そういう中で、もとの所有者が時折見回っている、個人でやっている量だと思いますが、既に施設そのものには電源も切られておりますし、また、当時使っていた大きな作業用の機械等も差し押さえられたか、いずれにしてもそこにはない状況で、手作業による流失防止をやっているような状況であると思いますが、小雨程度ならともかくとして、集中豪雨あるいはゲリラ豪雨、こういうようなものについたときには、とても個人の力で、もとの所有者の方だけでできるものではない。本人は管理とは言いながらも周辺の地域の皆さんに迷惑がかからないように入り口の草刈りあるいはそういうものをやっているという話は伺っておりますが、これが流れ出すのを防ぐということはなかなか難しい。

今、いろいろご答弁いただきましたが、この問題については、できる限り市としてもパトロール、異常があつてからでは遅いんですが、異常を関知する前に何らかの対策をとっていただいて、地域あるいは他市町まで迷惑をかけることのないような対策を、要望としてお願いいたします。

今、いろいろ農業政策については、大変前向きなご答弁をいただきましたので、今後、基盤整備が進むよう、我々地権者としても努力してまいりたいと思ひますし、また、執行部の皆さんの中にも、こういうような状況を、皆さん自身が抱えている方もいらっしゃると思ひます。私も過去は日曜百姓で市内の平均よりももう少し多かったですけれども、やってまいりましたけれども、いずれにいたしましても基盤整備がない中での機械化作業ということは非常に困難でございますので、今後、さらなる市としてのリーダーシップを図っていただいて、基盤整備が行われるよう要望して、私の質問を終わりといたします。ありがとうございました。

○議長（丸 昭君） これをもって吉野修文議員の一般質問を終わります。

○議長（丸 昭君） 次に、渡辺玄正議員の登壇を許します。渡辺議員。

〔5番 渡辺玄正君登壇〕

○5番（渡辺玄正君） 議長の命を受け、通告に従いまして質問させていただきたいと思ひます。私は、今回、防災についてでございますが、防災ということになりますと、地震、津波、台風、豪雨等による風水害を初め山林の崩壊、また、土砂の災害、火災等々と防災に関して考えられますが、今回は地震から派生する津波防災に絞って質問したいと思っております。

去る8月29日に内閣府の南海トラフ巨大地震の被害想定が発表されましたが、その内容は甚大な被害状況が示され、広範囲にわたりまして、その被害は30都府県に及び、死者数は32万

3,000人、ご承知のとおり建物崩壊2,400戸等、本県でも1,600人の死者が想定されております。この数字は、海岸線を主に津波による被害が大きいと言われております。本県も海に囲まれており、特に我が勝浦市も海岸線に多くの住民が生活しております。政府はこのような発表とともに、地震、津波対策を強化する必要から特別法の法整備の検討を考えているとのことでございます。本県当市にあっては、南海トラフに加えて相模トラフの地震、津波も考えられます。南海トラフの地震、津波よりも相模トラフの地震、津波のほうが本県では強いと言われております。

この相模トラフの地震、津波の被害は、いわゆる元禄の地震、津波における甚大な被害がまだ語られております。外房地方の当市も8メートルから10メートル以上の津波によって多くの死者が出たわけです。このような過去の経緯を考えましても、当市は万全の対策をとる必要があると考えられますが、まず市長の基本的な考えをお聞かせいただきたいと思います。

次に、何点か質問させていただきます。当市の元禄地震や今回発表されました南海トラフ巨大地震、津波の被害想定に対する対策は万全と考えられているか。当市の海岸線の地形を考慮されていると考えているか、お尋ねいたします。

また、地震、津波の避難指示が発動された場合の避難について、市は避難の指針になるマップが配布されましたが、加えて各地域で安全と思われる高台への避難がまず第一であることから、各区より集められた緊急避難地の場所がございます。その緊急避難地の場所を市として点検されたのかどうか。点検されたその場所において、高齢者や障害者の避難道の整備等万全かどうか。また、夜半に地震、津波による避難指示が発令された場合の避難道路の強固な臨時照明とかいわゆる街灯点検等も必要と思われるかもしれませんが、お尋ねをさせていただきます。

また、避難する場合の交通規制についてお伺いいたします。地震、津波による避難警告、指示等が発令された場合、車両を使って避難する人も必ずいると思われます。昨年の東日本大震災のときも、既に多くの人が車両を使って避難しています。車での避難はなるべくしないようにとの指導がよく聞かれますが、最近、場所によっては車の使用が有効であるという専門家もおります。

当市も、部分的な緊急処置としての規制を効率的に考える必要があると思うが、その場合の権限等、関係機関との検討が必要と考えるが、どのようにお思いでしょうか。

被害状況にもよりますが、電気、ガス、水道等、どの程度の被害があるか。加えて、復旧に何日ぐらいかかるのか、想定される被害と復旧に対する対策はどのように考えているのか。

加えまして、情報伝達、避難場所対策について。東日本大震災を教訓にすると、無事に避難されたが、1日、2日とたってくると、いつまでここにいるのか、いつまでこんな生活が続くのか、家族や親戚との連絡は、学校は、病院は、次々と不安が起こってくるわけです。こんな市民の不安を和らげるには、情報を数多く伝えることが大事であると思われます。電話はどこでかけられるのか、衣類は、履物は、薬はどこで手に入るのか等々小さなことでも多くの情報を提供することが必要と考えられますが、その対策はどのように考えておられるのか。

それから、加えまして、食料、水等の配布等、本日の前段者の質問でも飲料水の問題は出ておりますが、市の対応をお聞かせいただきたいと思います。

以上、私の第1回目の質問を終わります。

○議長（丸 昭君） 市長から答弁を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） ただいまの渡辺議員の一般質問にお答え申し上げます。

初めに防災計画についてでございます。去る8月29日に発表されました南海トラフ巨大地震の被害想定を踏まえ、市として万全の対策をとる必要があるけれども、市長の基本的な考え方はとのご質問でございます。自然の猛威による災害を完全に防ぐことはできませんけれども、本市におきましても、東日本大震災を教訓とし、最近の首都圏直下、また南海トラフ、相模トラフ等の話も出ましたが、要するに地震が切迫をしているというようなことは事実であろうというふうに思います。本市における最大クラスの地震とか津波を前提に、地域の実情に合った、より実効性の高い防災計画とするということで、現在防災計画を見直し中でございます。

それから、元禄地震や今回発表されました南海トラフ巨大地震、津波の被害想定に対する対策ということでございますけれども、海岸線の地形を考慮されているのかとのご質問です。4月25日に県から公表されました千葉県津波浸水予想図というのは、元禄地震を新たに想定し直したものでございまして、勝浦市における最大の津波高は8.3メートルということで、これはもちろん地形を考慮したものでございます。

次に、地震、津波で避難指示が発令された場合の避難についてでございますけれども、避難場所の点検につきましては、地元の各区から指定のあった一次避難場所について、現地の安全性を確認した上で防災マップにお示ししたものでございます。

それから、高齢者等のための手すり設置については、これは適宜行っておりまして、避難経路の個別対応につきましては、要援護者支援個別プランで作成することとなっております。

また、避難道路の照明は、個人所有の土地等があることから状況を見て、今後、検討していきたいというふうに考えております。

次に、避難する場合の交通規制でございますけれども、強い揺れがあった場合や、津波注意報や警報が発令された場合に、特に歩行困難な方や高齢者の方は自家用車等で避難されることが予想されます。ご質問の効率的な規制の権限につきましては、所管する勝浦警察署になりますので、今後、署と十分協議してまいりたいと考えております。

次に、電気、ガス、水道等の被害想定と復旧対策についてであります。被災時のライフラインにつきましては、被災の程度、状況により被害と復旧に要する日数は大きく異なることが予想され、近隣の市町でも同様の被害を受けてしまった場合は、復旧材料の相互調達もできなくなり、復旧が長期化することも考えられます。

なお、水道の復旧対策につきましては、比較的軽度な被災の場合は市内の指定水道工事業者の応援を受けまして、給水袋であるとかポリタンクでの給水を行い対応を図るというふうにしてございます。

また、勝浦市だけでは対応ができない大規模被災となった場合は、災害協定に基づき、千葉県水道局及び近隣の水道事業者の応援を得て対応することとなっております。

次に、避難者に対する情報伝達及び不安を和らげる情報提供の対応はどのように考えているのかとのご質問でございますが、避難者への情報提供というのは非常に重要でありますので、東日本大震災の教訓を受けて、平成23年度に避難所となっている小学校や中学校体育館に地上デジタル放送が受信できる配線を設置したところであります。

また、災害対策本部となる市役所との連絡には、防災行政無線の移動局を活用することとしております。不安を和らげる小さな情報の提供につきましても、できるだけの対応をしてまいりたいと考えております。

次に、食糧、水等の配布について、市の対応はどこまでできるのかとのご質問でございます。避難が続いたときの避難所への食糧、水等の配布につきましては、災害対策本部の食糧班・水道班において対応することとなります。現在、市では、水を約6,000リットル、非常食約5,000食を備蓄してございます。

また、被災規模が大きく復旧期間が長期化する場合には、県や国等の関係団体の協力、援助を求め対応していくこととなります。

以上で、渡辺議員の一般質問に対する答弁を終わります。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。渡辺議員。

○5番（渡辺玄正君） ありがとうございます。まず、地震、津波ということになりますと、非常に難しい問題があるわけですが、勝浦市の地域防災計画の中にも、過去の地震の経緯が載っております。いわゆる元禄の地震はマグニチュード8.2、それから大正12年の関東大震災7.4、それから昭和62年に起こった千葉県の東方沖、これが6.7というふうに載っておりますが、やはり防災ということを考えるということになりますと、ここに過去の経緯が載っているこの数字で物を考えてはいけないんじゃないかと。これは、今年見直すということでございますけれども、過去の経緯は経緯といたしまして、想定外の想定ということを考えなきゃならない。昨年3月11日の東日本大震災、9.7ですか、9.8ですか、あのような海底地震が起こるとは想定していなかったわけでございます。防波堤にいたしましても、そんな数字というものは考えられないということでしたわけですが、いわゆる起こってみてからは想定外の地震、津波であったということで、多くの被害が出されたわけでございます。であるならば、やはりせめて過去の数字は数字といたしまして、防災を考える点におきましては、多少上乘せした数字というものを示さなくても、それ以上のことが来た場合、どうするかということを考えた防災計画というものを見直していただきたいというふうに思いますが、その点、どのようにお考えでしょうか。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。佐瀬総務課長。

○総務課長（佐瀬義雄君） お答えいたします。想定外の想定というようなご質問でございます。確かに巨大地震につきましては、いつどこで起こるか、誰もわかりません。ところが、行政といたしましては、国の中央防災会議あるいは県で間もなくできるであろう県の地域防災計画、それを基準に市長が答弁したとおり、現在、市でも勝浦市地域防災計画を見直し中でございます。行政といたしましては、それらの見直されるであろう計画を遵守といいますか、抵触しないように、ぴったり右へならえとは極端かもしれませんが、それに沿ったような計画にして、上下関係といいますか、国があつて、県があつて、市町村があるというような計画でございますので、数字的には、やはり中央防災会議等で示された範囲の数字を使用しております。各家庭にお配りしてあります防災マップ津波編につきましても、それをクリアしているような現状となっております。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。渡辺議員。

○5番（渡辺玄正君） 市の防災計画というものは、平成14年3月の防災会議で策定されたわけでご

ざいますが、勝浦市は海岸線が25.7キロと、津波の影響を受けやすい地域であると示されているわけでございます。各地域には、今までの経験のもとに策定されて、それをまた見直すという方向であるならば、この津波に対する防波堤の効果とか建設の可能性について調査するというふうになっておりますが、この調査の結果というものは既に出されているものかどうか、お尋ねいたします。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。佐瀬総務課長。

○総務課長（佐瀬義雄君） 海岸線に防潮堤といいますが、防波堤があります。所管がもろもろありまして、一部市のもものもございすけども、大部分が県の所有でありまして、土木事務所の所管になっております。この防潮堤につきましては、太東岬から南の海岸については、千葉県において、本年、今年24年度、来年の25年度にかけまして海岸保全基本計画の見直しを行うこととされております。その計画の見直し後に、防護施設の整備につきまして検討されるものと考えております。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。渡辺議員。

○5番（渡辺玄正君） この防災計画書の中に、災害対策基本法第42条の規定で、地域の社会条件等によって、毎年これを検討するとなっているわけでございますが、ただ、これは県だけで勝手に決めるものではないと思います。防災会議というものがされているわけですから、本市からも当然出ると思うんですが、本市はこの防災会議に出席していないんでしょうか。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。佐瀬総務課長。

○総務課長（佐瀬義雄君） お答えいたします。質問につきましては、県レベルの防災会議でありまして、本市からは出席はいたしておりません。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。渡辺議員。

○5番（渡辺玄正君） 本市から防災会議には出席していないということになりますと、地域の実情というものは、どのように県のほうが把握しているのか、ちょっと疑問に思うわけでございますが、防災会議というものの構成等、これは別にあれしませんが、ぜひ地域の実情というものを知った関係各位というものを構成するような方向にしていきたいと思うわけでございます。これは市長等に要望として申し上げます。

それから、この基本計画の中でございますが、もちろん、地震、津波ということになりましたら一刻を争わなくてはならないわけでございます。東日本大震災の地震でも早いところでは10分以内に来たのではないかというふうに言われております。本県の飯岡地区でも死者を出した被害があったわけですが、あそこなんかは大体2時間ぐらいたってから来たというようなことも言われておるわけでございます。この基本計画の中で、これはもちろん県のほうの防災対策ということにもなるんでしょうけれども、防潮堤の問題、これは広大なものになりますから、市だけで取り組むということは無理かと思います。ただ、県サイドでここで考えるならば、今、防波堤の問題は、国や県でも非常に関心を持っているわけです。そういう中で、本市としては、海岸線の防波堤の見直しというようなことは考えているかどうか。それと同時に水門についてでございますけれども、河口での水門の状況、未設置について検討する場所があると思いますが、現在、勝浦市の海岸線の河川の河口における水門は何カ所設置され、今後考えられるところは何カ所くらいあるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（丸 昭君） 午後3時15分まで休憩いたします。

午後2時58分 休憩

午後3時15分 開議

○議長（丸 昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。藤平都市建設課長。

○都市建設課長（藤平喜之君） お答えいたします。まず、市内の海岸線の河川の水門についてでございますが、興津地区で3カ所、鵜原で1カ所でございます。

また、その他の未設置の河川の水門でございますが、こちらは海岸管理者が県、実際の管理が夷隅土木事務所で行われておりますので、管理者と今後協議してまいりたいと考えます。また、護岸施設の改良の件でございますが、こちらは先ほど総務課長が答弁いたしましたように、千葉県所管の海岸がほとんどでございますので、防護施設の整備について検討される際に、勝浦市内の施設の整備について要望してまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。渡辺議員。

○5番（渡辺玄正君） 勝浦市でも、県の防災会議と勝浦市の防災会議は別だと思いますが、勝浦市における防災会議において、詳細に実情にというものをしっかりと把握した上でこういったものを出すと。もちろん県のほうにこういうものは提出されると思いますので、ただいま申し上げました防波堤の件、また水門の件についても所轄が違う場所もあるようでございますけれども、興津の水門、また、鵜原の水門、鵜原も1カ所しかないわけでございます。そのほかの各地区の河口における水門というものはないわけでございます。私ごとになりますけれども、大きな台風、大きな大波ということになりますと、私どもの家の前の川までちょろちょろと水が入ってきておるわけでございまして、昨年のある地震がなければ、この程度かぐらいでさほど気にしておりませんでしたけれども、想定外の巨大津波が来るというようなことを考えますと、何とかこの震災に対して少しでも防御をするということは、当然この勝浦の海岸線の地域では必要であろうというふうに思っています。その点、ひとつ参考にいたしまして、これから防災に対する姿勢を強めていただきたいとお願い申し上げる次第でございます。

避難道における高齢者や障害者の避難道の整備ということでございますが、高齢者や障害者、また弱者、こういう方は車を使ってもいいということでございますけれども、やはり地震、津波は突然に来て急速に来るということを考えますと、ある程度車で行かなくても何とか高台に上れるというようなことがあるならば、やはり避難道の点検整備というのは、学校の通学路を毎年点検していると同様に、各区と自主防災というようなことと鑑みまして、行政指導をしながら手すり、ロープを張るというようなことも考えられる。特に障害者にあつては、車椅子などが到底使えないというような部落から上がった避難所もあるわけでございますから、そういうことも考えながら行政指導して充実していただきたいと要望いたします。

それから、避難する場合の交通規制でございますけれども、正直申し上げまして、昨年3月11日、最初は2メートルの津波ということでございました。2メートルの津波というのはどんなものかということで、海岸に近づかないようにということでございましたが、海面から約7メートルの場所に行って、海を眺めたわけでございますが、ほんの1分か2分の間に波打ち際の波が二、三メートル、すうっと上のほうに上がってくる、あっ、これは本当に来ているというようなことを見てきたわけでございます。そんなふうにしておりましたところが、10メー

ルという緊急放送が出まして、消防車も高台に避難ということで回ってまいりました。10メートルの津波ということになりますと、到底こんなところにいたって仕方がないということで、同僚がおりましたが、同僚と直ちに逃げろというわけで、こんなところにいたらだめだ、逃げないとだめだということで、自宅にも帰らず、そのまま東急道路といわれておる鶴原荒川線ですか、あの道路を車で上がっていったわけでございます。

そのときは、車もそんなに渋滞というような混乱はなく、スムーズに上がれましたが、その後、どんどんどんどん車がお年寄りを乗せたりして上ってまいりました。それはよろしいんですけども、荒川から下に向かって下ってくる車が相当あったわけでございます。途中で、ばかだな、10メートルの津波の警報が出ているのに、海に向かって下におりているということで、どういうわけだということだった。車に乗っている方々は、そういう警報をラジオで聞かなかったのかどうなのか。いずれにいたしましても、次から次へと上から車がおりてくるわけでございます。これは巨大地震になりますと、パニック状態というものが起こりますから、これは何の理由で下ったかは、一々とまって聞いているわけではありませんからわかりません。ただし、パニック状態になれば、誰しも車で在に逃げるのが速いというように思う方もたくさんいるのではないかと思います。そういう場合、この勝浦市の防災マップの中にもありますが、関係警察等々の協議を図りつつ、支障があると認めるときは、実施できるという、これは防災会議の650ページにもそのことが書かれております。

これは一つの私見でございますけれども、例えば荒川から東急道路を下る、あの荒川の信号で下りに来る車はおろさない。緊急にストップする。下から来る方々がスムーズに上ってこられるという形をとられるほうがよろしいんじゃないかということを、私は思いました。あそこの鶴原の東急道路ばかりではなく、興津の興津坂、また墨名と荒川線、それから勝浦から松野に行く道、297号線ですか、そのほかに部原等もでございます。下りの車を直ちにストップさせると。そして上りの車だけを優先的にどんどん避難させるというようなことも考えられるのではないかというふうに、私はそのときに感じたわけでございます。その点、いろいろパニック状態になった中で、どこまでこういうものが実施されるかわかりませんが、どうかまた防災会議等がございましたら、ひとつこの辺も研究材料にさせていただきたいと思うわけですが、所見をお伺いしたいと思います。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。佐瀬総務課長。

○総務課長（佐瀬義雄君） お答えいたします。お話を伺いまして、まさにそのとおりかと思います。避難する際には、警報が発せられた等をした場合、やはり時間が勝負でございますので、なるべく早く逃げていただくのは当然でございます。その際に障害者であるとかお年寄りの方は車を使用されて逃げることになるわけでございますが、公道の規制に関しましては、市長、答弁のとおり、道交法との関係がございます。勝浦警察署の所管になりますので、当然ながら折を見て、早急に協議してまいりたいと思います。また、防災会議においても、その辺を十分考慮して、計画の見直しづくりに役立てたい、そのように考えます。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。渡辺議員。

○5番（渡辺玄正君） 情報伝達、避難場所の対策についてお伺いしてありますけれども、ご答弁をいただいておりますが、大綱的な、高度な情報伝達ということではなくて、避難された場合、被災者が不安に陥るといふことの、小さな情報、先ほど第1回目で電話とか衣類とか履物とか

葉とか、いろいろ言いましたけれども、防災グッズというものが今売れておるわけですが、その中にはノートが入っているのか、ボールペンが入っているのか、入っているものもあれば入っていないものもあると思います。もしも、緊急避難所に避難した場合には、それぞれが、例えば遠くにいる息子さん、娘さんに安否を一報してあげたいけれども、電話はもう通じないと。電話をかけるには、所定の場所まで行かなきゃいけない。どうしても不安というものが募るわけでございます。そんな中で、ボールペン1本、どこかにないか、誰かが持っているかもしれません、持っているかもしれませんけれども、ボールペン1本、ノートが1冊あって、それに走り書きをして、担当者というか、そういう方が来たときに、こういうところに連絡をしてもらいたいというようなことを、一々話して渡すよりも、書いてこれを所定の場所へお願いしますという老人等もあるかと思いますが。いわゆるボールペン1本どこで手に入れるかもわからない。ノートがどこにあるかわからないというようなことが、やはり小さなことが不安を大きく増大させるのではないかと思うわけございまして、小さな情報というものを、例えば勝浦の海岸地区であるならば、在の地区の文房具を売っている業者と事前に、当然大きな地震でしたら車も走らないでしょうから、せめて自転車で、避難所を回って品物を自由に買い求めると、無償で出せとは言いません。ちょっとしたこれが必要だな、防災グッズにはこういうのは入っていなかったなど。例えば防災グッズに入っている懐中電灯にいたしましても、電池切れしてしまうわけですから。ラジオ、これは必ず入っていると思いますが、電池でございますから、電池が切れれば聞こえないと。1日かけっ放しであってならば、ラジオがどの程度聞こえるかわからないということもあります。その場合、電池は持ってきてくれる業者がいらっしゃったならば、みずからがそれを買っても必要だというようなことがあると思いますので、そんな小さな情報、小さな親切ということを、細かく考えていくということは、非常に市民を安心させるのではないかと思うわけでございます。

時間がまだありますが、皆さん、お疲れでございます。私は、想定外だということを後に後悔しないような対処、避難訓練を各市で行われております。先般、吉尾地区、また去る9月1日には鶴原地区で避難訓練が実施されております。さらに今後また避難訓練というものが各地で実施されていくと思いますけれども、マニュアルに沿って実施してうまくいったということではなくて、実施されたならばその実施された中でこのようなことが起こった場合には、これでいいのかという一つの検証をすると。問題点を追及して、想定外とは言わずに、想定外にはどのようなことが考えられるか等々を検討しながら市民の生命が安全・安心できるように十分な配慮をしていく必要があると思いますが、最後にいま一度、市長の考えをお伺いして、私の質問を終わります。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） 本市でも最重要と言っていいぐらい、この防災対策を進めていかなければならないということで、緊急避難路、それから学校の施設整備、こういうものも進めております。いろいろなマスコミ等でも、また国のほうでも今後大きな地震、津波、こういうものが非常に切迫しているということでございますので、引き続き、防災計画、こういうものを見直しながら本市の本当に防災対策といいますか、具体的な事業を進めていきたいなと思います。防災、特に津波については、計画もさることながら、防災訓練、要するに市民の皆さん方が、いざ津波が来たというときに、津波てんでんこで、緊急避難、整備されたところに実際上がってみて、

そういうふうには自分で学んで、それで避難をする、そういういざ地震があり津波が来そうだったときは、その坂を上から下へおりてくるのではなくて、やはり下から上へ上っていくというのが必要だろうというふうに思いまして、それは意識の問題であるんです。それはあくまでも訓練であるということで、自主防災組織をこれからどんどん組織づくりをし、訓練をしていくというのが大事ではないかと思っております。いずれにしても、これから頑張っていきたいと思っております。

○5番（渡辺玄正君） どうぞ、よろしくお願いいたします。

○議長（丸 昭君） これをもって、渡辺玄正議員の一般質問を終わります。

○議長（丸 昭君） 次に、松崎栄二議員の登壇を許します。松崎議員。

〔9番 松崎栄二君登壇〕

○9番（松崎栄二君） 新創かつうらの松崎です。議長のお許しを得まして、一般質問をさせていただきます。

最初に、市道勝浦荒川線についてお伺いをいたします。これまで、先輩議員が過去に何度となく質問してきた経緯があるこの道路です。串浜春日台からの上り側とかつうら聖苑から荒川までは、道幅も広く、ある程度整備はされていますが、その途中は、木の枝が覆い茂り、昼間でも薄暗く、それなりに雰囲気はあるものの、相変わらず狭くて非常に危険な箇所が多い状況にあります。また、清掃センターから国道297号線に接続されております中谷廻り山線も道幅が狭い割に、最近では車の交通量も大変増えてきたように思えます。さらにそれだけではなく、最近では、ジョギングやウォーキングコースとして利用されている方も多く見られます。車同士ならお互いに気をつけ、最徐行ですれ違えることができますが、いきなり2列横隊でのウォーキング、あるいは10人、20人単位のロードランニングなどに対面したときには、非常に危険極まりないときがあります。そこで、この狭隘な部分の拡幅工事を一日も早く着手していただきたいのでありますが、現在の状況と今後の市の取り組みについてお伺いをいたします。

次に、これからの勝浦市のイベントや観光を考えてみますと、海水浴場、海中公園、朝市、いんべやあフェスタ、カツオ祭り、若潮祭り等々、ほとんどが市街地や海岸一辺倒で、人口が集中しているところへさらに押しかけ型が多く、これではせっかく訪れたお客さんも、駐車場、トイレ、食事もとれなくて、不愉快な思いをされて帰られるお客さんも多いと聞いております。今後も、市では、これまでどおりの内容で続けていくのでしょうか、お伺いをいたします。

勝浦市は海岸だけではなくて、山間農林地域もあります。観光の面では、まだほど遠い地域ではありますが、これからの勝浦を考えていきますと、一極集中型から拠点を分散して、市内全域に行き渡るような方策を考えていく必要があると考えますが、今後の取り組みをお伺いいたします。

終わりに、駐車場が市民会館跡地にできましたが、それに隣接する浜勝浦川の河川の汚濁はどのように改善、整備していくのでしょうか、お伺いをいたしまして、登壇しての1回目の質問を終わります。

○議長（丸 昭君） 市長から答弁を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） ただいまの松崎議員の一般質問に対して、お答え申し上げます。

まず、市道勝浦荒川線等の整備につきましてであります。勝浦荒川線と中谷廻り山線の未整備区間につきましては、両路線の相当の部分が株式会社串浜企画の開発計画区域に含まれております。この開発計画は、勝浦串浜宅地開発計画ということで、平成7年に千葉県知事より許可されましたが、社会経済情勢等により、完了期間が延伸され、現在に至っております。計画区域内には、両路線の現道のつけ替え路線が計画されておりますので、今後の方針について、事業者には状況確認を行っておりますが、許可を受けた計画内容での事業実施は厳しいことから、計画の見直しを図りたいとの意向を確認しております。開発区域内の道路整備は、開発事業の実施により整備されるため、早期の計画見直し、事業化が図られるよう協議してまいりたいと考えております。

なお、道路に覆い茂った木の枝等につきましては、危険な箇所を市職員で伐採を行っており、開発事業者には、支障箇所の伐採の要請をしているところでございます。

次に、勝浦市の観光についてお答えいたします。1点目のイベントでございますが、今後もこれまでの内容を続けていくのかとのご質問でございます。いんべやあフェスタ勝浦、勝浦港カツオ祭り、勝浦若潮まつりは勝浦中央商店街及び勝浦漁港を中心に開催し、かつうらビッグひな祭りは4地区を会場とし、コスモスフェスタ in 勝浦は松野地区を会場とし開催しております。各イベントを開催するに当たりまして、各実行委員会において、開催場所、開催内容について協議し、決定しておりますことから、今後も各実行委員会の中で協議し、新たな取り組み等を決定していきたいと考えております。

2点目の一極集中型から拠点を分散し、市内全域に行き渡る方策、今後の取り組みについてのご質問でございますが、各種イベントの中で最も集客力のありますかつうらビッグひな祭りにおける各地区会場にいかにして周遊を図るかということで、各地区会場を巡回するバスの運行を実行委員会の中で検討しております。

また、農業体験、貸し農園、既存の体験メニューの整備、新たにレンタサイクルの活用など、現在、改装工事を行っております観光交流施設を拠点に、新たな観光資源を開発するとともに、観光情報を発信する中で分散化を図っていききたいと考えております。

3点目の浜勝浦川の河川汚濁はどのように改善整備していくのかとのご質問ですが、浜勝浦川は、河川の距離が短く、自然水源が非常に少ない河川であります。加えて、地域住民の生活雑排水や事業所の排水が直接河川に流入していることから、水質汚濁が進み、市民や観光客の皆さんに不快感を与えている河川となってしまっております。

市では、水質改善や悪臭除去のため、浜勝浦川の浚渫や清掃、EM活性液の投入など対策を行っておりますが、水質検査の結果などからは目立った改善は図られていない状況となっております。

今後の対策といたしましては、水質汚濁の大もとの原因となっている生活排水等を改善することが重要と考えております。このため、今回の補正予算に浜勝浦川に流れ込む各排水経路の水質調査の経費を1,500万円計上させていただいたところであります。また、さきに開催されました浜勝浦川浄化対策推進協議会におきましても、浜勝浦川流域の皆さんの排水に対する意識の向上を図るため、地元が中心となって河川清掃等を実施したらどうかとの意見が出され、今

回の水質調査とあわせて、9月中に実施の方向で現在準備を進めているところでございます。

以上で、松崎議員の一般質問に対する答弁を終わります。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。松崎議員。

○9番（松崎栄二君） ご答弁ありがとうございました。それでは、2回目の質問をさせていただきます。勝浦荒川線の拡幅工事は、串浜企画の開発計画が出ているということで、平成7年から出ているということなんですが、その工事に当たって、今まで計画書に基づいた工事の着工というのが、今まで少しでもあったのかどうか、お伺いいたします。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。藤平都市建設課長。

○都市建設課長（藤平喜之君） お答えいたします。串浜企画の開発計画に対しての工事の着工はされておられません。以上でございます。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。松崎議員。

○9番（松崎栄二君） 平成7年から計画書が出て、現在24年ですよ、17年間に全然工事を着工していないということなんですが、どういうことなのでしょう、ちょっとわかりませんが、先ほど市長答弁の中には、道路に覆いかぶさっている木の枝等を、今回9月補正で伐木するということが載っておりますが、串浜企画ですか、当然木が出ているのは、地権者のほうから出ていると思うんですが、そういうのを切るに当たって、串浜企画と相談というか交渉はしていますか、お伺いします。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。藤平都市建設課長。

○都市建設課長（藤平喜之君） お答えいたします。最近の協議の3回ほどの内容で枝の伐採について協議をいたしまして、伐採をお願いしているところでございます。以上でございます。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。松崎議員。

○9番（松崎栄二君） 伐採をお願いするというのは、地権者のほうからの要請だったのでしょうか。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。藤平都市建設課長。

○都市建設課長（藤平喜之君） お答えいたします。市のほうから協議のときにお話をしております。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。松崎議員。

○9番（松崎栄二君） 本来であれば、地権者がそういうのは管理するのが当然だと思うんですが、市のほうで3回ぐらいの協議で、ではうちのほうで切りますというような答弁をしたみたいなんですが、ちょっとおかしいと思うんですよ。

いずれにしても、その後は、道路のほうで、宅地造成の中に道路が当然ついていると思うんですが、今現在ある道路と同じ位置なのかどうか、お聞きします。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。藤平都市建設課長。

○都市建設課長（藤平喜之君） お答えいたします。現道の道路と計画の道路の位置関係ということでございますが、現道道路は曲がりくねった道路の線型をしておりますので、計画ではそちらを整形にして設計されておりますので、別ルートとなっております。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。松崎議員。

○9番（松崎栄二君） だから、私が言っているのは、道路を、木の枝も当然なんですが、道路幅、拡幅をしてほしいという市民の要請なんですよ。その道路だけ先に串浜企画ですか、お願いできなかったのか。また、そういう話を交渉しなかったのか、お伺いいたします。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。藤平都市建設課長。

○都市建設課長（藤平喜之君） お答えいたします。開発計画内の道路でございますけれども、今、お話しいたしましたように、整形な道路を開発地内に計画しておりますので、山の中の部分に道路計画をしております。ですので、道路だけの工事は難しいかと思われます。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。松崎議員。

○9番（松崎栄二君） 難しい、易しいは串浜企画が決めることなんで、そういう話をしたのかどうか、要請をしたのかどうかというのを聞いたんですが。普通、宅地造成するということになると、やっぱり道路が必要になると思うんです。だから、道路を先に優先して幅広い道路をつくってもらえたらよかったんじゃないのかなと思うんですが、これは過ぎたことで、今、これをどうこう言ったって仕方がないことです。

それで、話はちょっと変わってくるんですけど、これにはたしか買い上げたときからこれまでの、当時、特別土地保有税というのがかかっていたと思うんですが、この辺、税務課長から答弁お願いしたいと思います。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。黒川税務課長。

○税務課長（黒川義治君） この計画に伴いまして、大規模な土地買収が行われているわけですが、串浜企画につきましては、平成4年度の買収分から土地保有税の対象になっておりまして、特別土地保有税につきましては、平成15年度分から課税停止になっておりますので、平成4年度分から平成14年度分までが課税対象となり、この買収目的が宅地開発計画ありきとなっている関係から徴収猶予ということで、現在まで至っております。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。松崎議員。

○9番（松崎栄二君） 平成4年、要するに20年前ですよ。20年前から特別土地保有税がかかっている、15年で停止ということなんですが、11年間ですか、相当な金額になると思うんですが、これまで、この特別土地保有税を勝浦市に納めた企業というのは何社ぐらいありまして、総額でどのくらいになりますか。わかりましたら教えてください。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。黒川税務課長。

○税務課長（黒川義治君） お答えいたします。特別土地保有税につきましては、昭和48年に創設されまして、課税が停止されるまでの平成14年度までに市に納付された企業というお話ですので、企業数だけお答えしますけれども、104の企業が納付しております。総額としましては、延べで26億6,300万円ほどでございます。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。松崎議員。

○9番（松崎栄二君） 相当な額なんです、ほとんどの企業が納税されたと思います。相当な額です。仮に、この串浜企画、これは何年まで猶予の必要があるんでしょうか。期限というのがあると思うんですが、それがわかりましたらお願いいたします。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。黒川税務課長。

○税務課長（黒川義治君） 徴収猶予の期限につきましては、平成28年3月末日が期限となっております。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。松崎議員。

○9番（松崎栄二君） 平成28年3月って、まだ4年近くありますけど、それまで、猶予をされた額、本税と延滞税を合わせて、今、どのくらいになるか。先のことはわからないと思いますが、現在のところどのくらいになるか、わかりましたらお願いいたします。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。黒川税務課長。

○税務課長（黒川義治君）

本部分については、会議終了後、発言取り消しの申し出があり、9月27日の本会議において、これを許可したため、会議録より削除した。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。松崎議員。

○9番（松崎栄二君） 細かく聞いて悪いんですけど、特別土地保有税というのは、時効というのはあるんでしょうか。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。黒川税務課長。

○税務課長（黒川義治君） お答えいたします。特別土地保有税も地方税でございますので、時効と言われますと、一応5年というふうにご理解していただいて結構でございます。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。松崎議員。

○9番（松崎栄二君） 今まで細かく聞いたんですが、この串浜企画が計画書として出したものを今まで開発計画があるから、拡張工事ができないのかなというふうに思うんですが、それに伴いまして、今、答弁の中にありましたが、計画の変更をしたいというような答弁もありましたが、私たち市民としては、いずれにしても、税金もあります、道路の拡張がとにかく重要なんでありまして、そういう点で、拡張工事のほうを優先していただけないかなという思いがありますので、地権者、串浜企画と、ぜひとも交渉して、平成28年ですか、税金の期限、それを待たずに何かいい方法がありましたら、拡張の工事だけでも優先できないか、お伺いをいたします。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。藤平都市建設課長。

○都市建設課長（藤平喜之君） お答えいたします。次回協議の折に道路の着手について協議したいと思います。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。松崎議員。

○9番（松崎栄二君） 課長から前向きな答弁があったと理解させていただきます。

私が、この道路の拡張整備工事を執拗に訴えますわけは、単に勝浦市街地と上野地域を結ぶだけではなくて、この道路は一般の道路と大きく違うのは、人生の最後に、黒塗りの金ピカな車で最後のステージに向かう道路なんです。わかりますか。そういうことを理解していただきたいわけです。実際に、事故が年に数回起きていて聞いております。危険極まりないこの勝浦荒川線及び中谷廻り山線の拡張工事を、さっき言ったとおり、地権者と密接な交渉をしていただきまして、今、私の言ったことも一緒に含めまして、全市民のために、早期の着工を強く要望いたしまして、この質問は終わります。

次に、観光についてお伺いいたします。今年の海水浴場の入り込み状況、ここ二、三年の間の年度別にわかりましたら、お願いいたします。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。玉田観光商工課長。

○観光商工課長（玉田忠一君） お答えいたします。海水浴場の入り込み状況についてでございますけれども、6海水浴場全体の入り込み数、3年間分をお答えいたします。平成22年度30万9,000人、平成23年度16万4,000人、平成24年度20万5,700人。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。松崎議員。

○9番（松崎栄二君） 昨年の3.11で多少落ち込んでいましたが、今年少し増えてきたというような状況になっておりますが、それでも22年から比べますと、まだ回復していない状況にありますね。かつて海岸一帯にあった民宿がいっぱいになった年代とはほど遠い状況にあると思います。消費者のニーズというのも多様化しておりますので、海水浴場一辺倒というのはどうかという時期に来ているのではないかなと考えます。

あと、いんべやあフェスタ、これも勝浦市の市街地を中心にやっているイベントなんですけど、このイベントを、ちょっと無理な話かもしれませんが、各地域持ち回り、例えば勝浦でやった、次、興津で、総野、植野と各地域に持ち回りという考えはできないのでしょうか。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。玉田観光商工課長。

○観光商工課長（玉田忠一君） お答えいたします。いんべやあフェスタ勝浦の各地域持ち回りについてでございますけども、いんべやあフェスタ勝浦につきましては、勝浦中央商店街を会場といたしまして開催してから、本年度12回目となります。先ほど市長からイベントの開催につきましては、答弁しましたように、いんべやあフェスタ勝浦につきましても、実行委員会の中で開催場所、開催内容について協議し、決定しております。今後、各地域持ち回りも含め、実行委員会の中で協議、検討していきたいと考えております。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。松崎議員。

○9番（松崎栄二君） さっきから、わかったと思うんですが、海岸のイベントとかが多いということは、そういうことなんですよね。だから山のほうに少しあげたらどうかとか、あるいは各地域に分散したらどうかという話なんですけど、上野地域に勝浦ダムとか、あるいは夷隅川ですか、全長67.5キロもいすみ市まであるんですけど、長い夷隅川ですけど、下流のほうでは、川を利用した観光があります。中流、大多喜地域ではフィッシングパークというのもあるそうです。上流地域でもうちょっと何か整備をしまして、例えば遊歩道とか市のアジサイであるとか桜を植えて観光の資源になるかどうかの考えはあるかどうか、お聞きします。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。玉田観光商工課長。

○観光商工課長（玉田忠一君） お答えいたします。勝浦ダム夷隅川上流地域の河川整備による観光資源としての考え方についてでございますけども、まず勝浦ダムにつきましては、農業用水の目的で建設されたもので、観光施設として利用する場合、県との協議が必要となります。観光資源として活用する場合には、湖水は農業用水として使用していることから、湖水面の移動があり、ボート等を利用することは大変難しいと思われます。また、勝浦ダムから大多喜町の会所までの約3.5キロメートルほど、自然観察教育林として散策道が整備されておりますので、観光資源としてどのように活用できるか、情報発信も含めて検討していきたいと考えております。

また、夷隅川上流地域の河川整備による観光資源としての活用につきましては、安全面、財政的な問題等がありますので、将来的な課題として検討していきたいと考えております。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。松崎議員。

○9番（松崎栄二君） ありがとうございます。話はちょっと変わるんですけど、最近、農家の空き室とか空き家を利用した農家に泊まる民泊という言葉があるんですけど、民泊がブームになりつつあるそうです。勝浦市では、先ほど申し上げました山間農林地域での活性化というか、ビジネスの一環、あるいは観光の一面として、農家の民泊を奨励する考えはありますか。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。関農林水産課長。

○農林水産課長（関 善之君） お答え申し上げます。農家民泊につきましては、こちら農作業や農村生活を体験しながら農家に泊まっていただく、また体験指導していただく方、宿泊施設の提供等々がございます。それで、農家民宿、民泊ですか、流れですと、行うに当たりましては、家族の協力が必要不可欠ですので、最初、家族の理解が得られることが必要になるかと思えます。その後、食事とか体験メニュー、また家族内の役割分担、こういったものを踏まえまして、開業に伴う許認可等もございますので、進めるに当たりましては、いろいろと準備等がございますので、今後、また考えてまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。松崎議員。

○9番（松崎栄二君） ありがとうございます。この農家民泊、一例を挙げますと、近隣では鴨川市でやっているんですね、実は。農家民泊組合というのを四、五軒でつくりまして、農業者みずから経営しています。そして、農作業や郷土料理をつくったり、地域の文化活動の体験をさせて、ありのままの農家に泊まっていただくものです。土に触れ、農業の暮らしに触れながら、田舎の親戚、田舎の友人の家に来たようなアットホームな感覚で利用できるということで、好評を得ているそうです。こういうのは一気にやるのではなくて、たとえ1軒でもいいからモデル的に、やっぱり行政がある程度主導していかないと、民宿許可、旅館の営業許可の基準というのが、結構、個人的にとるとするのはすごい難しいんですね。そういうことで、行政がある程度主導して、大幅に緩和されるような方策をとっていただいて、たとえ最初は1軒でもいいんです。これから始めて少しずつ、いいことをやっているじゃないかということで増えていけばいいんじゃないかなと思います。

これもまた意見なんですけど、全然違うんですけど、徳島県の勝浦郡上勝町、こう言えば大体気がつくと思うんですが、例の葉っぱビジネスですね、最初、4人ぐらいのお年寄りが始めたんです。こんなもの誰がやるかと、もうかるわけないなんてことを言われて、お年寄りが、そんなんなら私らでもできるんじゃないかということで4人で始めた。それが今、年商2億。これまで20億からのビジネスになっちゃったんですね。これも、最初は、お年寄りたった4人で始めたのがこんなになっちゃった。お年寄りが孫にマンションを買ってやったなんて話がありますけど、いずれにしても、最初は1軒で始めたものがだんだん増えてきちゃって、某ホテルとか何とか温泉はちょっと脅かされても、これも困るんですけど。そういうことで、できることからまず始めたらいかかなと思ひまして提言させていただきました。

また、この民泊、最近では、農業体験型修学旅行に各地で誘致しているところもあるんです。中学校の修学旅行、民泊型教育旅行、体験型修学旅行と称して、鹿児島県の垂水市、大分県の宇佐市ですか、もうちょっと調べてみますと、何と友好都市であります和歌山県的那智勝浦町でも最近では協議会とか委員会を設立していると聞いております。こういうのも調べていただいて、できたら行政側が主導して、山間部の農家、あるいは漁業の漁師の家でもいいんです。そういうところに奨励していただいて進めていったら、新しい何か観光の拠点になるのかな、また、ビジネスになるのかなと思います。

時間がなくなってきました。市の遊休土地として浜行川地先に105万平米あります。その活用策として森林公園、前に吉野議員が言っていたと思いますが、私は、まずあれだけの広い土地をあのまま放置しておくのはいかなものかと。有害鳥獣の巣にもなっておりますし、まず

間伐とか草刈りを少しでも始めていったら、シルバー人材センターの仕事の確保にもなりますし、林縁というんですか、山と農地の間の裾を刈ることによりまして、有害鳥獣の巣とかえさ場がなくなりますから、そういう繁殖の抑制にもつながると思います。あの地域はそういう動物がいますから、山ヒルも多く見られるそうです。そういう点で、間伐することによって、日の光が射しますから、そういう陰悪な動物も減ってくるというふうに考えます。

そういう小さな虫とか有害獣が出てきますと、今まで定住された方も転出していってしまうような現象も起きております。そういうことも指摘させていただきまして、ぜひともそういう市の遊休地を、今後活用策として、最終的には森林公園にもっていったらいいのかなと思って聞きいたします。どうでしょう。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。玉田観光商工課長。

○観光商工課長（玉田忠一君） お答えいたします。市遊休土地、これは浜行川地先の活用策についてでございますけども、本年6月議会定例会におきまして、一般質問で同様の質問に対しまして、今後の観光施策、施設活用、公共施設全般の適正配置、財政的な裏づけ、費用対効果、さらには民間による開発の可能性など、いろいろな角度から検証を必要とし、総合的に検証させていただきたいと、市長から答弁がありました。確かに、議員言われるとおり、開発を行い、適正な管理を行うことによりまして、有害鳥獣の繁殖抑制等の効果及び就労の場の確保ということを考えますと、有効的ではあると思いますが、6月の一般質問で市長が答弁しましたとおり、開発につきましては、総合的に検証した上での開発の可能性について検討する必要があると考えております。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。松崎議員。

○9番（松崎栄二君） 残念ですが、時間がなくなってきましたので、最後に浜勝浦川の大掃除をすると聞きましたので、9月中ということですが、私もその大掃除にできたら参加したいなと思っていますので、日にちがわかれば教えていただきたいと思います。

それと、最後に、市長から私、今までの申し上げましたとおり、今後の勝浦市、中長期的に、1年ちょっと就任しておりますので、今後の展望がもしありましたら聞きしたいと思います。この2点、終わります。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。関生活環境課長。

○生活環境課長（関 富夫君） お答えいたします。清掃の日程なんですけども、まず現在のところ、詳細は決まっておりませんで、これから決めたいというふうに考えているところでございます。

○議長（丸 昭君） 次に、猿田市長。

○市長（猿田寿男君） 市長になりまして1年たちました。私は、山口和彦市長が急逝をされまして、その後をついでやってまいりました。いろいろな課題はございますけれども、先ほど来出ております防災対策であるとか、産廃の阻止だとか、駐車場整備だとか、観光の推進、それから中学生までの医療費助成、市民会館の建設等々、またエレベーターの設置とかですね、そういうようなことで、いろいろ勝浦丸が船出をして、これから大海原へまきに向かおうというようなことでございます。まだまだ目の前にはいろんな行政課題が立ちはだかっていると、先ほど来、高校の問題もありましたけども、立ちはだかっているなということで、改めて身を引き締めて全力でやっていきたいなというふうに思う次第でございます。

中には、市長は1期で帰っちゃうじゃないかなんていう、そういううわさを流す人もいますと

というような話も、私のところにちらちら来ております。私は、今までの施策をさらに推進していくということで、この1期で市政を放り投げるなんてことはつゆほども考えておりません。この勝浦は風光明媚でありますし、おいしいものはいろいろあります。私は大好きでございますので、これから身を粉にして、全力で果たしていきたいと思う次第でございます。

○9番（松崎栄二君） どうもありがとうございました。

○議長（丸 昭君） これをもって松崎栄二議員の一般質問を終わります。

散 会

○議長（丸 昭君） 以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

なお、明9月13日は定刻午前10時から会議を開きますので、ご参集を願います。

本日はこれをもって散会いたします。

午後4時18分 散会

本日の会議に付した事件

1. 一般質問